

第2章 津波災害応急対策計画

第1 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

津波災害においては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、大津波警報、津波警報、津波注意報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。この際、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

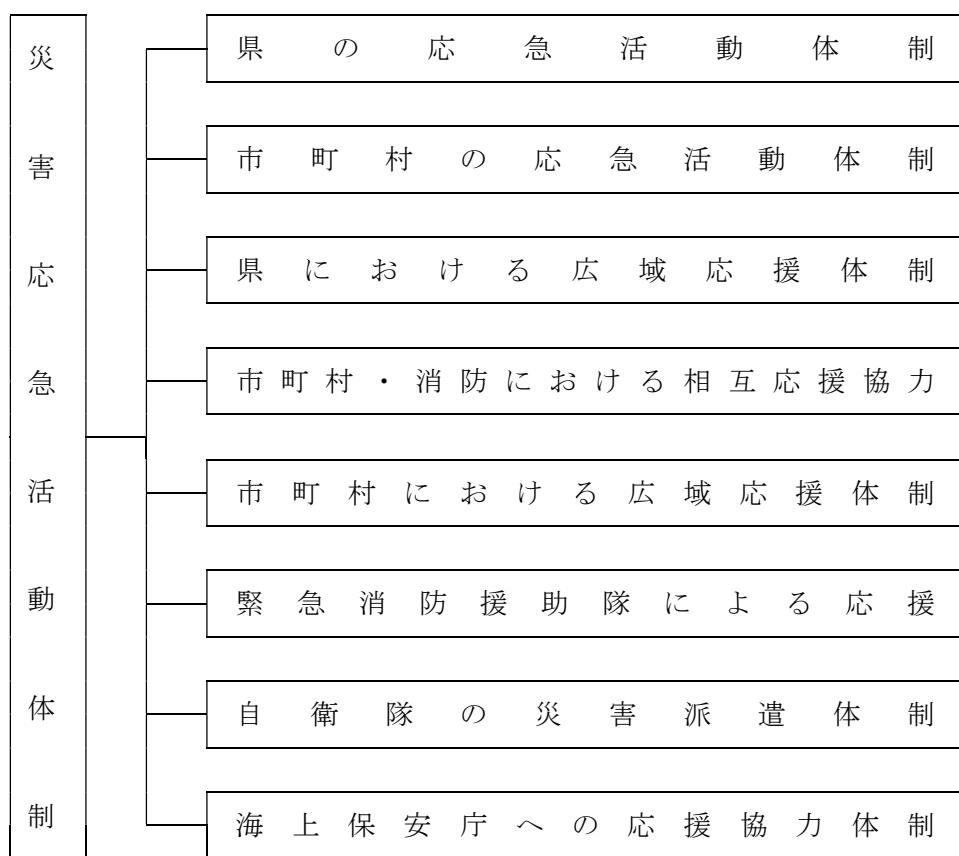
第1節 災害応急活動体制

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、県、市町村、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、市町村は、市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 対策の体系



3 留意点

災害時に迅速・的確な応急対策を実施するためには、津波災害発生直後から情報収集、動員配備に着手するとともに、災害初動体制等を早期確立するための意思決定が重要となる。

県民に対する防災対策は、第一次的には市町村が実施者となるが、大規模な津波災害は、被災市町村と応援市町村・防災関係機関の活動にかかる相互の連携が重要となる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、各々の機関の役割を踏まえた災害応急対策を的確に実施できるよう、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

特に、県は、津波に際して、被害が激甚な被災市町村に対する支援体制を早急に確立する。

第2 県の応急活動体制

◆実施機関 県（各部局）

1 災害時の県の役割

津波災害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が津波災害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

(2) 市町村の防災活動の支援

ア 市町村の活動環境の改善

津波災害発生直後から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともに、その改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- ・主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- ・重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- ・効果的な広報による混乱防止
- ・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ 被災地への県職員の派遣

大津波警報、津波警報が発表された場合など、必要に応じ、地区災害対策本部、等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務、あるいは市町村単独では意思決定が困難な業務について、市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要が生じる。

(3) 県本来の防災業務の遂行

(1)～(2)以外の県が管轄する施設、道路・港湾、災害危険箇所等の災害対策、自衛隊災害派遣要請、広域応援要請、放送要請等の県本来の防災業務を遂行する。

2 津波災害体制の決定、動員及び本部等の運営

(1) 災害体制及び動員の決定

津波災害の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、本庁各部（局）、教育委員会及び地方機関は、津波災害体制及び動員計画に従って災害対策要員である関係職員を動員する。

津波災害が発生した場合は、次頁の「津波災害体制の基準」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

(2) 職員の参集

職員は、テレビ・ラジオや総合防災情報システムの電子メール等の様々な手段で大津波警報、津波警報、津波注意報の情報を認知したときは、津波災害体制の基準に基づき、連絡の有無にかかわらず自動的に登庁するが、必要に応じて電話等により個別に連絡する。

ただし、通信施設の途絶等により通知が著しく困難な場合又は緊急非常の場合は、N H K 松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ放送及びエフエム山陰に要請する。

津波災害体制の基準

体 制	津波警報・注意報	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき			津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 津波災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。

(3) 災害警戒本部及び地区災害警戒本部体制

津波災害体制の基準に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び地区災害警戒本部（以下「地区警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア 警戒本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において警戒本部を設置し、警戒本部を設置したことを、本部員である関係課長に通知するとともに、関係機関等に公表する。

- a 県沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において該当する関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、警戒本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

- a 県沿岸に津波注意報が発表された場合は、津波災害第1動員とする。

(ウ) 警戒本部の組織

a 警戒本部等

(a) 警戒本部の構成

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び本部員を置く。警戒本部長は、防災部長、警戒副本部長は防災部次長、防災危機管理課長をもって充てる。警戒本部長は、災害初動体制について指示又は要請する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

警戒本部会議の構成員は、次の表に示すとおりであり、必要に応じ関係課長を加え、災害対策に必要な所要の措置を講ずる。

警戒本部の構成員

構	成	員
防災部長、防災部次長、防災危機管理課長、政策企画監（総務担当）、総務課長、広報室長、消防総務課長、原子力安全対策課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、農地整備課長、森林整備課長、水産課長、漁港漁場整備課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部警備第二課長		

b 警戒本部の所掌業務

警戒本部設置時の所掌業務は、島根県災害対策本部規程（以下、「本部規程」という。）別表第1を準用する。

(エ) 廃止の基準

警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

イ 地区警戒本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当する地区は、地区警戒本部を設置し、この体制をとったことを関係方面に公表する。

a 県沿岸に津波注意報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき（自動設置）。

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当する地区は、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区警戒本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

a 県沿岸に津波注意報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有する場合は、津波災害第1動員とする。

(ウ) 地区警戒本部の組織

a 地区警戒本部等

(a) 地区警戒本部の構成

地区警戒本部には地区警戒本部長を置き、地区警戒本部長は、支庁長、県土整備事務所長、県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、地区警戒本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

地区警戒副本部長は、以下のとおりとする。

隱岐地区 隱岐支庁県民局長

松江、出雲、浜田、益田地区

松江・出雲・浜田・益田県土整備事務所業務部長

大田地区 県央県土整備事務所大田事業所業務課長

地区警戒副本部長は、地区警戒本部長を助け、地区警戒本部長不在のときはその職務を代理する。地区災害警戒副本部長を代理するものの順位は、各地区であらかじめ定める。

地区警戒本部員は、地区警戒本部長があらかじめ指名した者をもって充て、地区警戒本部の事務に従事する。

b 地区警戒本部の所掌事務

地区警戒本部設置時の所掌業務は、本部規程別表第4を準用する。

(エ) 廃止の基準

地区警戒本部は、地区警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、警戒本部長と協議のうえ廃止する。また、地区災害対策本部が設置されたときは、地区警戒本部を廃止する。

(4) 災害対策本部及び地区災害対策本部体制

津波災害体制の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。

ア 対策本部体制

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において対策本部を設置する。

a 県沿岸に津波警報が発表されたとき（自動設置）。

b 県沿岸に大津波警報が発表されたとき（自動設置）。

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

a 県沿岸に津波警報が発表された場合は、津波災害第2動員とする。

b 県沿岸に大津波警報が発表された場合は、津波災害第3動員とする。

(ウ) 対策本部の組織

a 対策本部等

(a) 対策本部の概要

県内に津波災害が発生し、統一的な災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。県対策本部と市町村及び関係機関の対策本部等との関係は「関係機関の組織の概要（図3.2.1.1）」、県対策本部の組織の概要は「島根県災害対策本部（本庁）（図3.2.1.2）」に示すとおりである。

対策本部が設置されたときは、災害対策本部室を防災センター室及び6階講堂に設営する。ただし、災害の程度により、防災危機管理課内に置くことができる。

また、県庁舎が被災した場合等県庁内に対策本部を設置できない場合に備え、以下のとおり代替施設を指定する。なお、状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

[第1位] 島根県松江合同庁舎講堂

[第2位] 島根県浜田合同庁舎大会議室

[第3位] その他の島根県合同庁舎等

(b) 対策本部の構成

対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

本部長は、知事をもって充てる。副本部長は副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。副知事不在等の場合は、防災部長、総務部長の順位でその職務を代理する。

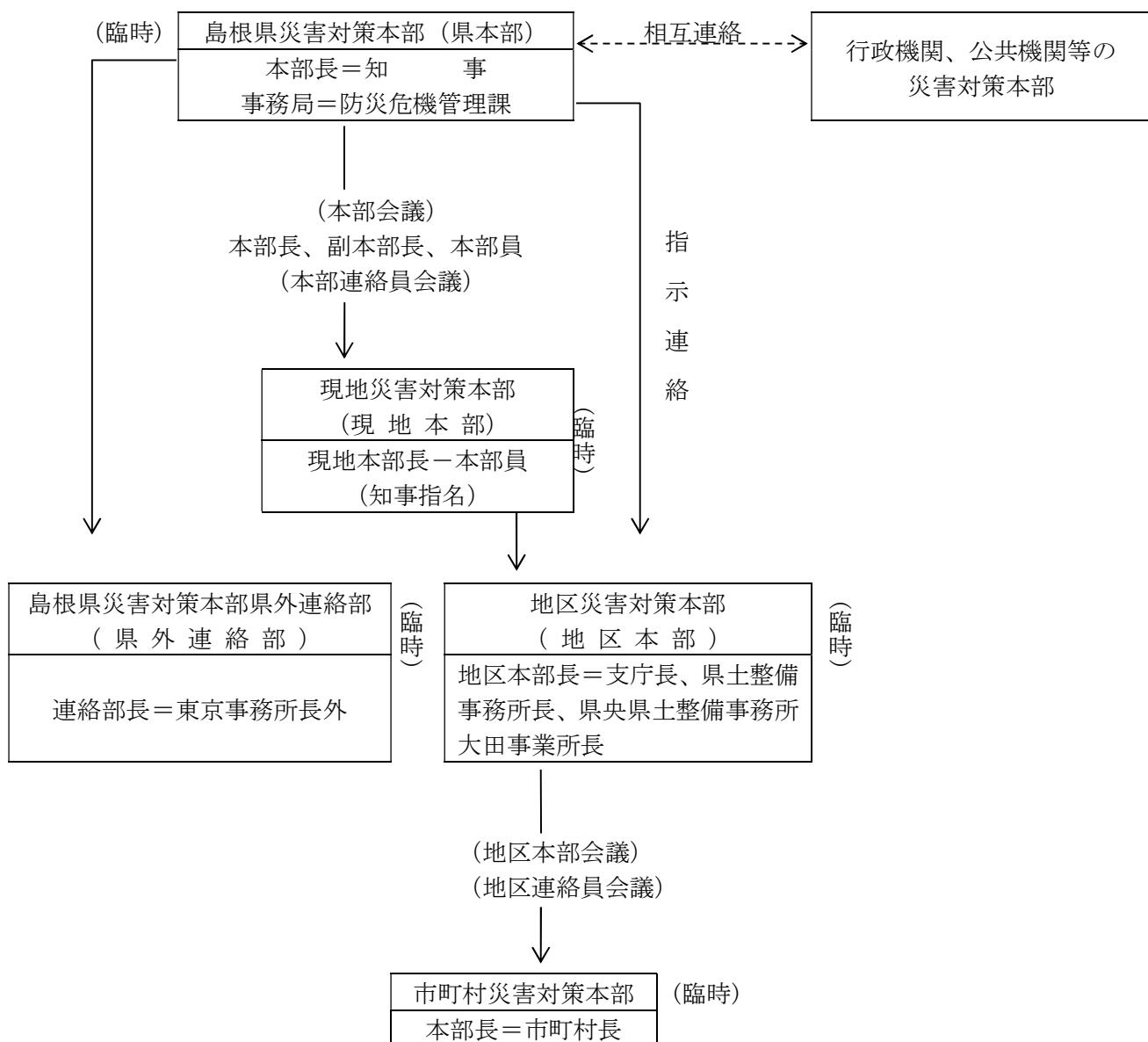
(c) 対策本部の事務局

対策本部の事務局は防災部防災危機管理課に置き、防災部長及び防災部次長が総括する。事務局は本部規程別表第2に掲げる事務を所握する。

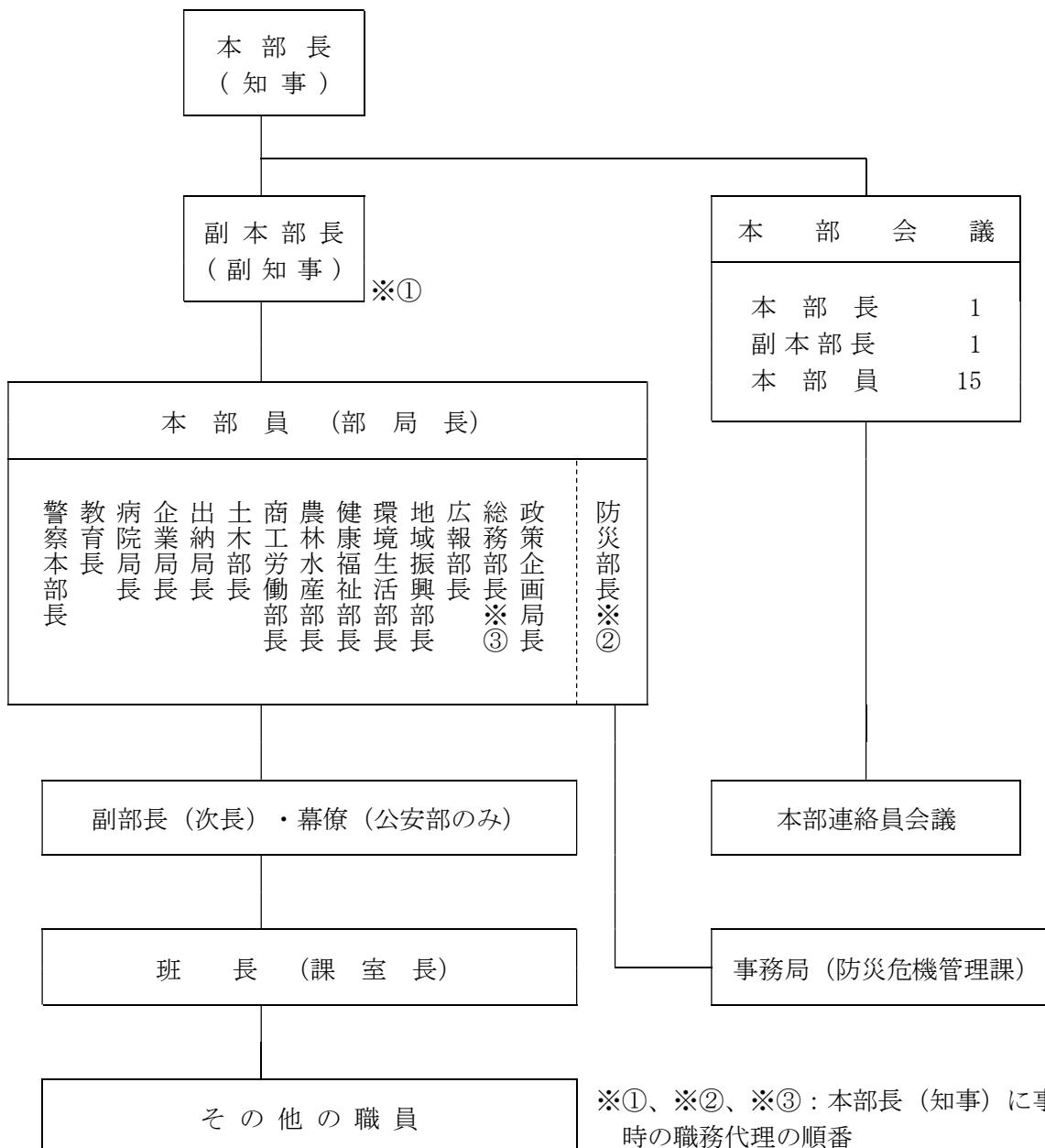
(エ) 廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

関係機関の組織の概要(図3.2.1.1)



島根県災害対策本部（本庁）（図3.2.1.2）



イ 地区本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当する地区は、地区本部を設置し、地区本部を設置したことを県本部（事務局＝防災危機管理課）に対し速やかに報告する。

- a 県沿岸に津波警報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき（自動設置）。
- b 県沿岸に大津波警報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき（自動設置）。

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当する地区は、該当する関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

a 県沿岸に津波警報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有する場合は、津波災害第2動員とする。

b 県沿岸に大津波警報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有する場合は、津波災害第3動員とする。

(ウ) 地区本部の組織

a 地区本部会議等

(a) 地区本部の概要

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、適切な措置を行うため必要に応じ、地区本部を設置する。地区本部は、以下に設置する。

隠岐地区

隠岐支庁県民局

松江、出雲、浜田、益田地区

松江・出雲・浜田・益田県土整備事務所

大田地区

県央県土整備事務所大田事業所

(b) 地区本部の組織の構成

地区本部の組織は、おおむね図3.2.1.3に示すとおりである。

地区本部には地区本部長を置き、地区本部長は、支庁長、県土整備事務所長、県央県土整備事務所大田事業所長をもって充てる。地区本部長は、地区本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

地区副本部長は次のとおりとし、地区本部長を補佐する。地区本部長に事故あるときなど、地区本部長を代理するものの順位は、各地区であらかじめ定める。

隠岐地区本部 隠岐支庁県民局長、隠岐保健所長、隠岐支庁農林局長、隠岐支庁県土整備局長及び警察署長

松江、浜田地区本部 東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総務企画部長、保健所長、農林振興センター所長、県土整備事務所業務部長・統括調整監及び警察署長

出雲、益田地区本部 県民センター出雲・益田事務所長、保健所長、農林振興センター出雲・益田事務所長、県土整備事務所業務部長・統括調整監及び警察署長

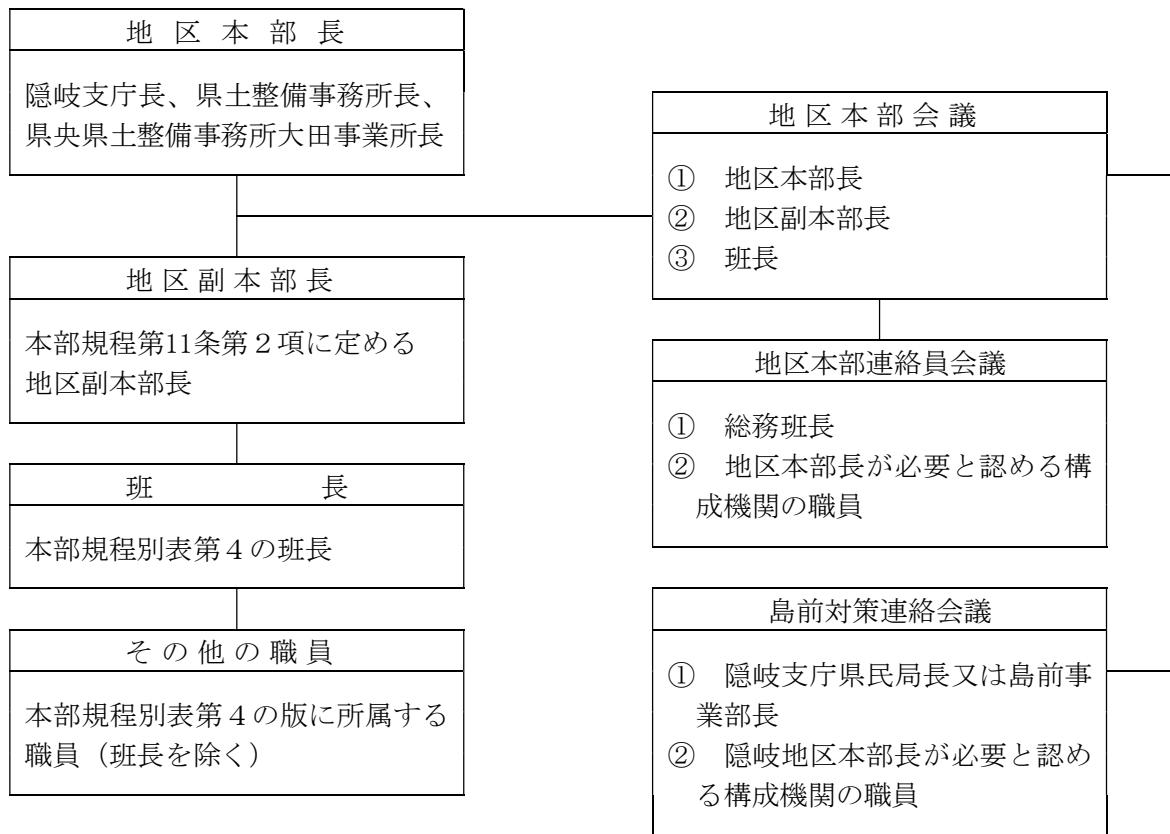
大田地区 県民センター県央事務所長、保健所長、農林振興センター県央事務所長、県央県土整備事務所大田事業所業務課長・調整監及び警察署

地区本部員は、地区本部長があらかじめ指名した者をもって充て、地区本部の事務に従事する。

(エ) 廃止の基準

地区本部は、地区本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、本部長と協議のうえこれを廃止する。

地 区 本 部 (図3.2.1.3)



ウ 石見地域災害対策本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区災害対策本部が設置されたときは、石見地域災害対策本部を設置する（自動設置）

石見地域災害対策本部の事務局位置、所管区域、構成機関等は、本部規程別表第5のとおりとする。

(イ) 動員

石見地域災害対策本部を設置した場合、必要な都度関係職員を動員する。

(ウ) 石見地域災害対策本部の組織

a 石見地域災害対策本部

石見地域災害対策本部は、石見地域本部長、石見地域副本部長及び石見地域本部員をもつて組織する。

(a) 石見地域本部長は、西部県民センター所長をもって充てる。

(b) 石見地域本部長は、本部長の命を受けて、石見地域の事務を掌理する。

(c) 石見地域副本部長は、浜田・益田県土整備事務所長及び県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、石見地域本部長を補佐する。石見地域本部長に事故あるときなど、石見地域本部長を代理するものの順位は、石見地域であらかじめ定める。

b 石見地域災害対策本部の所掌業務

石見地域本部員その他、必要な事項は、その都度本部長又は石見地域本部長が定める。

(エ) 廃止の基準

石見地域災害対策本部は、本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、また、石見地域での広域的な調整の必要性がなくなったと認めたときはこれを廃止する。

エ 現地災害対策本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続、公表

本部長は、被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立及び被災地と対策本部との連絡調整のために現地災害対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(イ) 動員

現地本部を設置した場合、必要な都度関係職員を動員する。

(ウ) 現地本部の組織

a 現地本部

現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。

(a) 現地本部長は、副本部長及び本部員の中から本部長が指名する。

(b) 現地本部長は、本部長の命を受けて、現地本部の事務を掌理する。

b 現地本部の所掌業務

現地本部員その他、必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長が定める。

(エ) 廃止の基準

現地本部は、本部長又は現地本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、また、被災地と対策本部の連絡調整の必要性がなくなったと認めたときはこれを廃止する。

オ 県外連絡部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手續、公表

本部長が必要と認めたとき、県外連絡部を設置することができる。

(イ) 動員

県外連絡部を設置した場合、必要な都度関係職員を動員する。

(ウ) 県外連絡部の組織

a 県外連絡部

県外連絡部は県外連絡部長及びその他の職員をもって組織する。

(a) 県外連絡部長は、本部規程別表第6に掲げるそれぞれの機関の長の職にある者をもつて充てる。

(b) 県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。

b 県外連絡部の所掌業務

県外連絡部の名称、及び機関は本部規程別表第6に掲げる事務を所掌する。

(エ) 廃止の基準

県外連絡部は、対策本部が廃止されたときは、これを廃止する。

カ 標識

知事、部長その他の職員は、災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合の他は、腕章を帶用する。

キ 職員の応援

本部長、地区本部長等が職員の応援を受けようとするときは、以下の要請先に、応援条件を示して応援を要請する。

要請を受けた本部長又は地区本部長は、速やかに応援の可否を決定し、応援を行う各部、各地区本部又は各班に必要な指示を行う。

(ア) 応援要請先

- ・ 県本部内の各部から他部への応援要請…県本部長
- ・ 地区本部から県本部又は他の地区本部への要請…県本部長
- ・ 地区本部内の各班…地区本部長

(イ) 応援条件

- ・ 作業（勤務）の内容

- ・就労（勤務）の場所
 - ・応援の職種及び男女の別（特に必要があれば職員の氏名）
 - ・携帯品その他必要事項
- (ウ) 職員の応援のうち、あらかじめ必要となることが見込まれるものについては、応援条件及び対象職員についてあらかじめ定めておく。

(5) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、市町村の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

第3 市町村の応急活動体制

◆実施機関 市町村

1 応急活動体制

市町村は、住民に対する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。この際、防災対応や避難誘導にあたる職員の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

(1) 市町村災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後に災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

(2) 市町村災害対策本部等

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を総合防災情報システム等により県等に報告する。

また、市町村は、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

(3) 職員の動員配備

市町村は、津波災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた職員の配備基準（津波警報等の発表状況、震度情報等による）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

2 消防組織の活動体制

(1) 救助・救急活動の安全確保

津波発生時は、防災対応や避難誘導にあたる消防機関職員及び消防団員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

(2) 消防広域応援体制

津波被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県災害対策本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第43条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第39条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急性度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第4 県における広域応援体制

◆実施機関 県（総務部人事課、防災部防災危機管理課、関係各課）

1 災害情報・被害情報の収集・分析

災害対策本部の各部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、本部事務局（防災危機管理課）で把握した災害状況、被害状況、市町村の応急対策の状況等の情報収集・分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討し、検討結果について、本部人事班（人事課）を経由して本部会議に報告する。

2 応援の要請

(1) 応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県に対して応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める

(2) 応援受入の決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

なお、応援の受け入れを決定した場合、各部は、受け入れルートや応援活動の拠点となる施設、応援に係る人員の集結場所・宿泊場所・給食等の受け入れ体制について整備し、必要があれば協議する。

(3) 国への応援要請

災害の規模に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つらない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合は、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

また、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3 職員の派遣又は派遣斡旋の要請

国や他の都道府県の職員の派遣又は派遣斡旋の要請については、以下の方法により、本部人事班（人事課）が実施する。

(1) 国の職員の派遣又は派遣斡旋の要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣又は派遣斡旋の要請は、それぞれ災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づいて行う。

なお、中国地方整備局に対する応援要請については「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」及び「災害時における相互協力に関する基本協定」（島根県地域防災計画（資料編）参照）により行う。

(2) 中国・四国地方各県の職員に対する職員の派遣要請

県は、災害が発生し県独自では十分な応急対策を実施できない場合には、中国地方の5県及び中国・四国地方の9県で締結している災害時相互応援協定に基づき応援要請する。

(3) 関西広域連合（構成府県市）の職員に対する職員の派遣要請

県は、大規模災害が発生し、上記(1)(2)協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができない場合には、中国地方知事会と関西広域連合で締結している災害時の相互応援に関する協定に基づき応援要請する。

(4) 他の都道府県職員に対する職員の派遣又は派遣斡旋の要請

県は、大規模災害が発生し、上記(1)(2)では、被災者の救助等の対策が十分に実施できないため他の都道府県に対して職員の派遣又は派遣斡旋を要請する場合は、全都道府県により締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、中国ブロックの幹事県及び全国知事会を通じて各都道府県に対して応援要請をする。

第5 市町村・消防における相互応援協力

◆実施機関 市町村、消防本部、県（防災部防災危機管理課）

1 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ア 津波災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力をを行う。
- イ 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力をを行う。
また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。
- ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。
また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、津波災害が発生し又は発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

2 県内消防本部の応援

(1) 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定による応援

大規模津波災害の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防本部による応援の要請をする。

第6 市町村における広域応援体制

◆実施機関 市町村

- (1) 被災市町村は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。
- (2) (1)による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害

応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第7 緊急消防援助隊による応援

◆実施機関 市町村、各消防本部、県（防災部消防総務課、防災危機管理課）

1 概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

2 応援要請

- (1) 被災地市町村長は、大規模な消防の応援等が必要と判断したときは、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。
- (2) 知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (3) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。
- (4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

3 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	島根県消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁
調整本部長	島根県知事
調整副本部長	島根県防災部長等及び島根県に出動した指揮支援部隊長
調整本部員	<ul style="list-style-type: none">・島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員・代表消防機関又は代表消防機関代行の職員・被災地消防本部の職員
調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none">① 被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関する事② 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関する事③ 緊急消防援助隊の部隊移動に関する事④ 自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関との連絡調整に関する事⑤ 島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関する事

	<p>⑥ 島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること</p> <p>⑦ 島根県災害対策本部に設置された医療政策班等との連絡調整に関すること</p> <p>⑧ その他必要な事項に関すること</p>
--	--

4 航空運用調整班の設置

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に集結することを鑑み、これら各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を掌るため航空運用調整班を設置する。

航空運用調整班の班長は、島根県職員でかつ航空消防活動を熟知している島根県防災航空管理所長又は島根県防災航空隊の副隊長等が担当する。

5 緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、被災地市町村の市町村長（又はその委任を受けた消防長）が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。

指揮支援隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、その指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行う（指揮系統図（図2.2.4.2）を参照）。

6 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

第8 自衛隊の災害派遣体制

◆実施機関　自衛隊、県（防災部防災危機管理課）、市町村

大規模津波災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受け入れ体制を整える。

第9 海上保安庁への応援協力体制

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

津波災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要となる場合が考えられる。

県は、このような場合、海上保安庁に対し、効率的かつ迅速に救援協力要請を行うことができるよう、救援協力要請要領及びその受け入れ体制を整える。

第2節 災害情報の収集・伝達及び広報

第1 基本的な考え方

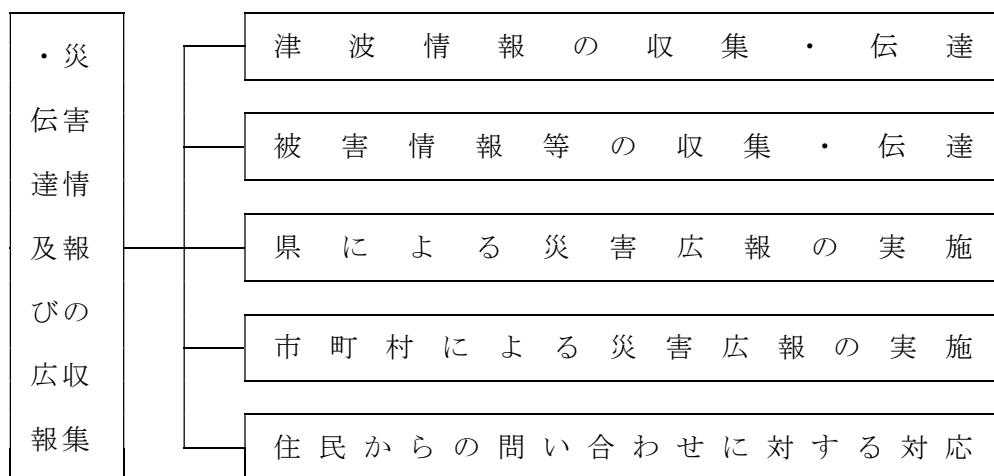
1 趣旨

津波災害時において県、市町村及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があることから、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地や隣接地域の県民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 災害情報の共有

県、市町村及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

(2) 人的被害の数の報道機関への情報提供

災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

第2 津波情報の収集・伝達

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、各部局）、市町村、関係機関

津波災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び津波災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 津波警報等の発表基準及び種類・区分・伝達

津波警報等とは大津波警報、津波警報、津波注意報をいう。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(1) 発表基準

ア 大津波警報、津波警報

担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

イ 津波注意報

担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波予報区



津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波警報」、「津波警報」の2種類に区分される。津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

(3) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

ア 津波警報等

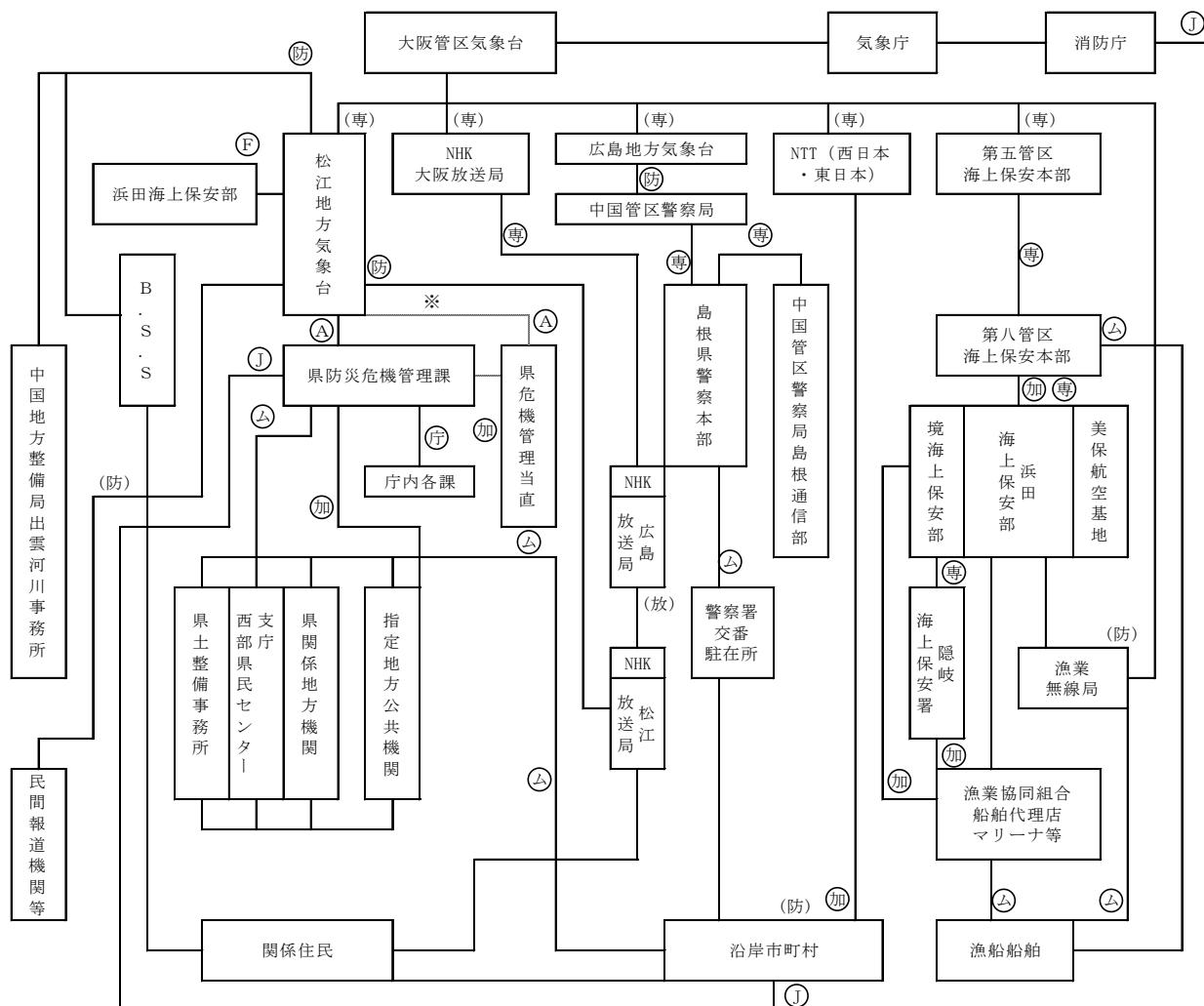
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とそのときに津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。
- 4 最大波の観測地が予想されている津波の高さに比べて十分小さい場合は「観測中」と記述。
- 5 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 6 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波予報

種類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波警報等伝達経路図



(注1) 西日本電信電話㈱の機関による伝達は、大津波警報、津波警報及び津波注意報（のうち津波警報解除）に限る。

専用電話 圓 無線通信 圓 加入電話 圈 ファクシミリ 圈 J - A L E R T

防災情報提供システム 圈 府内線 圈 アドス・総合防災情報システム

専用回線 圈 放送 圈 防災情報提供システム(専用回線以外)

(注2) 線は通報の時間を示す。

実線……昼夜とも、破線……勤務時間外 (※) のみ

※〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア 平日

0時00分から8時30分まで及び17時00分から24時00分までの間

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日

全 日

ウ 年末、年始 (12月29日～1月3日)

全 日

(注3) NHK 松江放送局は、大津波警報、津波警報を緊急警報システム (EWS) により放送する。民間報道機関等は山陰放送テレビ、山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、J R 米子支社等である。

(沿岸市町村)

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、隠岐の島町、海士町、

西ノ島町、知夫村

津波警報等の伝達は次のとおり行う。

(4) 伝達先の区分

ア 気象官署

大阪管区気象台は、津波警報等を発表又は解除したときは、津波警報等の内容を周知のため、次の各防災関係機関に速やかに通知する。

(ア) 中国管区警察局（広島地方気象台経由）

(イ) 第五管区海上保安本部

(ウ) 西日本電信電話㈱・東日本電信電話㈱＜ただし、大津波警報、津波警報（ただし大津波警報、津波警報解除のみ）に限る＞

(エ) 日本放送協会大阪放送局

(オ) 松江地方気象台

イ 受報機関の措置

大阪管区気象台から通知を受けた各防災関係機関及び更に通知を受けた各防災関係機関は、速やかにそれぞれ次のとおり措置する。

(ア) 中国管区警察局関係

中国管区警察局は、島根県警察本部へ、島根県警察本部は更に中国管区警察局島根県通信部及び沿岸区域を管轄する警察署へ、警察署はそれぞれの定めるところに従い直ちに沿岸市町村へ通知する。

(イ) 海上保安庁関係

第五管区海上保安本部は、第八管区海上保安本部へ、第八管区海上保安本部は、島根県沿岸を管轄する浜田・境海上保安部・美保航空基地へ通知し、更に境海上保安部は、隠岐海上保安署に対して通知する。浜田・境海上保安部及び隠岐海上保安署は、直ちに入港中の船舶に周知し巡視船艇により被害状況等の情報収集を実施する。また、美保航空基地は、航空機により同様の情報収集を実施する。

(ウ) 西日本電信電話株式会社関係

一般通信に優先して速やかに沿岸市町村へ通知する。

(エ) 日本放送協会

大阪放送局は、直ちに広島放送局へ通知し、広島放送局は松江放送局へ通知するとともにラジオ・テレビの放送を中断し、又は字幕によってその周知を図る。松江放送局も同様の方法で周知を図る。

(オ) 気象官署

松江地方気象台は、直ちに島根県防災危機管理課他、防災関係機関等へ通知する。

(カ) 島根県

津波警報等の通知を受けた県は、直ちに沿岸市町村及び県関係地方機関等へ地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等により通知する。なお、本府内及び県関係地方機関における取扱いは、気象予報及び警報等の取扱いの例による。

(キ) 漁業無線局

津波警報等の通知を受けた漁業無線局は、航行中又は入港中の漁船に速やかに連絡する。

(ク) 沿岸市町村

津波警報等の通知を受けた沿岸市町村は、気象等警報受報の取扱いと同様とし、打鐘、サイレン吹鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところに従って措置する。

2 津波に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

- ア 県内の沿岸（島根県出雲・石見、隠岐）に津波警報等が発表されたとき。
- イ その他、津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から津波警報等及び地震・津波の現象の状況に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類		発 表 内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。
	津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※島根県内の検潮所（気象庁所管）及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

(4) 緊急警報放送システム（EWS）

NHKは緊急警報放送システムにより「大津波警報」、「津波警報」を放送する。

第3 被害情報等の収集・伝達

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、各部局）、市町村、防災関係機関

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、市町村をはじめ防災関係機関は、津波災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

1 情報収集・伝達体制の確立

(1) 被災地の情報収集支援

災害時における被災地の状況は刻々と変化するうえ、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを活用し、初動期における市町村・地方機関からの被害情報等の伝達を重視する。大津

波警報、津波警報が発表された場合など必要に応じて、市町村に地区灾害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行うほか、周辺の関係機関又は市町村等の職員派遣を要請し、現地灾害対策本部等を通して積極的に情報収集支援を行う。

(2) 収集した災害情報の伝達

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に努める。また、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県外にも被災情報を発信する。

2 被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は、総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 市町村、消防本部からの情報収集

県は、被災市町村（消防本部等含む）又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。特に、大津波警報、津波警報が発表された場合など必要に応じ、市町村に地区灾害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、大津波警報、津波警報が発表された場合、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、直ちに防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一斉放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(4) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、被災市町村又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を活用して報告することにより情報収集する。

(5) 孤立実態の把握

ア 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区は、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、市町村から連絡を取り被害状況の把握を行う。

県は、防災ヘリコプターを出動させ、孤立地区のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に放送する。

イ 通信手段の確保

市町村防災行政無線、消防無線、アマチュア無線の活用等あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

3 県及び市町村における被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 調査の実施者

- ア 県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。（ただし、私立学校も含む。）
- イ 県管理以外の被害については、市町村において行う。市町村は、市町村地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な市町村は、県に協力を要請することができる。
- ウ 市町村は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

(2) 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(発生調査)

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(中間調査)

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

(確定調査)

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

4 災害状況の通報及び被害状況報告

(1) 関係機関の行う通報及び報告

- ア 関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。県の防災会議を構成する機関は、総合防災情報システム等により掌握した県内の災害状況等により速やかに県（防災危機管理課 電話 0852-22-5885）に通報する。
- イ 県は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAX等で伝達する。

(2) 県及び市町村における通報及び報告

○市町村から県への報告

市町村は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システム等により直ちに県へ報告する。特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

○市町村から国への報告

市町村が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市町村は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

○県における情報収集要領

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

また、被災市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合は、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

なお、情報の収集及び報告は原則として総合防災情報システムを活用する。

○県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

第4 県による災害広報の実施

◆実施機関 県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）

県は、津波災害時において県民に対し必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、報道機関、市町村広報組織等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

1 災害広報の確立

- (1) 津波による被害が激甚であり、特に人心の安定を必要とするときは、県、市町村、防災関係機関は、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、保有する広報媒体を総動員して災害広報を実施する。
- (2) 災害広報に当たっては、県民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など県民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。
- (3) 各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。
- (4) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報、津波警報を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を行うなど、速やかに的確な避難勧告等を行う。なお、大津波警報、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合も、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。

(5) 大津波警報、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、漁業無線、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ等のあらゆる手段の活用を図る。

2 県民に対する広報

県は、県全域にわたる広域的な津波災害に関する県民への広報並びに県内外への支援要請の災害広報を、防災関係機関と連携して実施する。その際、以下に示す津波災害時の時系列に対応した災害広報を実施する。

また、既に避難した者に対し津波警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(1) 災害発生直後の広報

- ア 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）
- イ 避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報や避難勧告等を察知した場合は、即時広報）、指定緊急避難場所の開設状況等

(2) 災害による被害発生時の広報

- ア 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- イ 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- ウ 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- エ 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- カ 応急危険度判定体制設置の状況（必要性と要請方法）

(3) 応急復旧活動段階の広報

- ア 被害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- イ 安否情報及びその確認方法（市町村ごとの被災者数等。災害用伝言サービス等の案内）
- ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の供給状況（被災市町村・県民への支援内容等）
- エ その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな県全域にわたる情報等）
- オ 河川・港湾・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

(4) 外部からの支援の受け入れに関する広報

- ア ボランティア情報（県内外からの支援者の受け入れ調整等に関する情報）
- イ 県外からの食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の支援情報（広域応援協定による）
- ウ 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

(5) 被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模津波災害時において、特に被災市町村が災害広報を的確に実施することは困難な場合が多い。県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市町村の応急対策活動を後方支援する。

ア 津波時の行動に当たっての心得（大津波警報、津波警報が発表されている間は高台等の安全な場所に避難する、津波注意報が発表されている間は海に近づかないこと、近隣の被災者救出活動への行動喚起、要配慮者に配慮した救援活動の呼びかけ等）

- イ 民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等（乗用車の使用自粛、避難時のブレーカ切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等）
- ウ 防災機関に対する不要不急の電話を自粛する旨の要望
- エ 被災地への救援物資等の発送に当たっての要望（送り先、内容明示等）
- オ その他県民等（県外の住民含む）に対する要望事項

(6) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

3 広報の方法

(1) 一般広報

県は、関係各課の保有する以下の広報媒体等を活用するほか、関係各課、関係機関が連携することにより効果的な広報活動を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

- ア 県広報車による広報（広報車保有課。局地的災害の場合）
- イ 県防災ヘリコプターによる広報（防災部消防総務課）
- ウ 県広報誌など活字媒体による広報（広報部広報室）
- エ ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ等放送媒体による広報（広報部広報室）
- オ 新聞・通信等の紙面の買い取りによる広報（広報部広報室）
- カ インターネットによる広報
 - (ア) 総合防災情報システム及び報道発表資料による県のホームページを活用した広報（広報部広報室、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）
 - (イ) 携帯電話を活用した情報提供
 - (ウ) ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報（広報部広報室、防災部防災危機管理課）

(2) 緊急広報

ア 放送媒体による広報

「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、知事から次の報道機関に緊急広報の放送を要請する。

- (ア) ラジオ…N H K 松江放送局、山陰放送、エフエム山陰
- (イ) テレビ…N H K 松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ

イ 新聞・通信等による広報

新聞社・通信社（11社）との協定に基づき、知事から緊急広報の報道を要請する。

(3) 報道機関への発表

ア 発表内容

県は、関係各課と連携して、被災市町村から報告された被害情報、災害危険情報及び応急対策情報等の情報や広聴活動で独自に集約・整理した情報のうち、災害対策本部長が必要と認める情報について記者発表資料をとりまとめ、報道機関への発表を実施する。

イ 発表の実施

報道機関への発表は、発表者が災害対策本部広報班長立ち会いのもとに、県政記者会において実施することを原則とするが、被害が激甚な場合、県幹部（知事等）が進んで報道機関の前で、県の防災施策に取り組む姿勢や対策内容を説明する。

なお、他の場所や部署で発表する必要がある場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について協議する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長に報告する。

(4) 避難所等への広報

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

第5 市町村による災害広報の実施

◆実施機関 市町村

1 基本事項

市町村は、市町村が保有する媒体を活用して災害広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

2 広報の内容及び方法

市町村は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

(1) 広報内容

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）
- (イ) 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）
- (ウ) 避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報を覚知し、避難勧告等を実施した場合、即時広報等）

イ 津波による被害発生時の広報

- (ア) 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- (イ) 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- (ウ) 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- (エ) 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (オ) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (カ) 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

ウ 応急復旧活動段階の広報

- (ア) 県民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- (イ) 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

エ 支援受入れに関する広報

- (ア) 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- (イ) 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

オ 被災者に対する広報

市町村による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

キ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

(2) 広報の方法

市町村が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ア 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報
- イ 広報車による広報
- ウ ハンドマイクによる広報
- エ 広報誌紙、掲示板による広報
- オ インターネットによる広報
 - (ア) ホームページ等を活用した広報
 - (イ) 携帯電話を活用した情報提供
 - (ウ) ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

第6 住民等からの問い合わせに対する対応

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防機関、関係機関

(1) 体制の整備

市町村等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

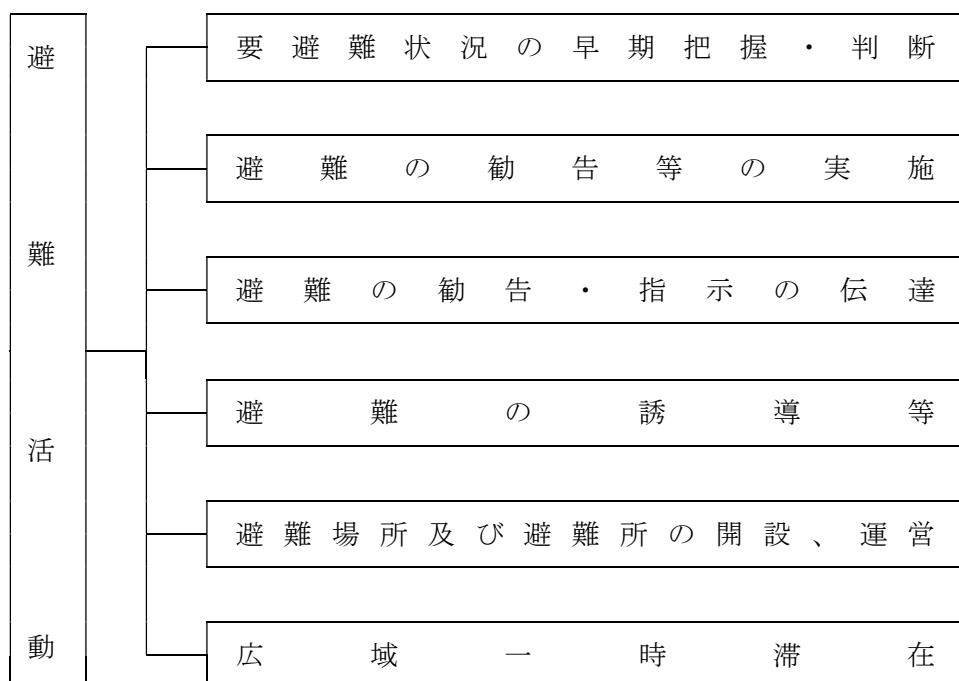
第3節 避難活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震時の津波災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置を取る必要が生じる。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集

避難勧告等の決定に際し最も重要なことは、地震に伴う津波災害等による要避難状況（被害状況等）に関する情報の迅速・的確な収集である。これらの情報は、発災時には消防本部や警察に集中することが多いので、市町村等はこれらの機関と緊密な連携を保つとともに、自主防災組織や地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

更に、市町村長が不在のときの対応についても十分留意する。

(2) 住民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定する。また、警戒区域の設定は住民等の行動を制限するものであるため、不必要的範囲にまで設定することのないよう留意する。

(3) 要配慮者等を考慮した避難誘導の実施

避難誘導に当たり、要配慮者に十分考慮し避難させる。また、避難誘導員は群衆避難による混乱を避け、毅然たる態度で冷静に対応する。キャンプ地や行楽地など地理不案内な場所での避難に際しては、関係機関と連携した適切な避難誘導を行う。

(4) 学校等と連携した指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

学校等を指定避難所等とする場合、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、市町村と学校等とであらかじめ定めておく。

第2 要避難状況の早期把握・判断

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、関係機関等

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市町村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表前に津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸市町村、海上保安官署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

なお、国外で発生した地震について「遠地地震に関する情報」が発表された場合にも、その後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、適切な避難措置を実施する。

(1) 市町村

ア 沿岸市町村は直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報、津波注意報の発表前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

イ 沿岸市町村に対する大津波警報、津波警報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには住民等に対して直ちに避難勧告等を発令する。このほか県、警察及びNTT事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。

ウ 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

(2) 海上保安官署等の取るべき措置

ア 海上保安官署の取るべき措置

海上保安官署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

イ 船舶所有者等の取るべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避できない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

(3) 関係住民の取るべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、市町村長の避難勧告等の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう可能な限り、ラジオ、テレビの放送を聴取する。

第3 避難勧告等の実施

◆実施機関 各避難勧告・指示権者、県（防災部防災危機管理課）、市町村

1 避難勧告等の基準と区分

避難措置はおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。
また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難勧告等の時期

地震災害時に津波が発生した場合などに発する。

(2) 避難勧告等の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強い。

(3) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの勧告、指示の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(4) 集団避難の実施

孤立地区における人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

2 市町村の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難勧告等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する

イ 避難のための立退きの勧告又は指示など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を 県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に 報告しなければならない。

- ウ 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておく。
 - (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
 - (ウ) 避難の伝達方法
 - (エ) 各地域の避難先及び避難方法
 - (オ) その他の避難措置上必要な事項

3 県の実施する避難措置

(1) 市町村が行う避難勧告等に係る助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時期を失すことなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

(2) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。

ア 管内市町村の避難勧告等の状況を把握し、県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(3) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を所管の各部を通じて県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に通報する。県災害対策本部、地区災害対策本部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(4) 避難状況等に関する広報

県災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、地区災害対策本部から避難状況等に関する情報を入手し、広報班（広報室）を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

4 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、津波災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期

通報が可能な非常通報装置等) や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

5 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地震・津波災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、津波災害発生時は、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

6 車両等の乗客の避難措置

(1) 津波災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第4 避難勧告等の伝達

◆実施機関 県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、関係機関等

1 避難計画に基づく伝達

市町村長は、市町村地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難勧告等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難勧告等情報伝達連絡会で定めた「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、状況により県、警察本部、消防本部等は、必要な協力をする。

なお、既に避難した者に対し大津波警報、津波警報、津波注意報の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

2 災害状況に応じた伝達

避難勧告等は、避難を要する状況を的確に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該市町村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

(1) 同報無線等無線施設を利用した伝達

(2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

(3) サイレン及び鐘による伝達

(4) 広報車からの呼びかけによる伝達

(5) 「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達

(6) テレビ・ラジオ（県は、市町村から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、有線放送、電話、その他

の施設の利用による伝達

- (7) コミュニティFMを利用した伝達
- (8) 登録制メールによる伝達
- (9) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達
- (10) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達
- (11) Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

3 要配慮者への配慮

市町村長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

4 各種施設等

学校・教育施設、駅・百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第5 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、施設管理者

(1) 避難誘導の実施

市町村は、地震災害時に津波等が予想され、地域に避難勧告等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

(イ) 避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(ア) 避難先の開設に当たって、市町村長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二

次災害のおそれがないかどうかを確認する。

- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

- (ア) 市町村は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることが出来なくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
- (イ) 県は、市町村から協力依頼があったときは、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。
- (ウ) 警察は、市町村から協力依頼があったときは、避難者を他地区へ移送する等の協力をを行う。

(2) 自主避難の実施

住民は、沿岸部で地震に遭遇した場合、危険物の漏洩や土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 避難が遅れた者の救出・受入れ

避難が遅れた者を救出する場合、市町村で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への受入れを図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、施設管理者

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員非常招集計画（以下「招集計画」という）を策定するとともに照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。（夜間における職員の招集計画を策定する等動員に努めることが必要：以下同様）

3 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、施設管理者

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

4 避難誘導時の安全確保

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部河川課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部

避難誘導や防災対応に当たる消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の

避難支援などの緊急支援を行う。

5 被災者の運送

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、防災関係機関

(1) 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(3) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

第6 避難場所及び避難所の開設、運営

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、施設管理者

1 避難場所及び指定避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため避難場所及び避難所を開設する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

(1) 市町村による避難場所及び避難所の開設

避難場所及び避難所の開設の実施機関は市町村長であり、災害救助法適用時は、市町村長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から市町村長に事前に委任されている。）。避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難場所又は避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護しなければならない。

この場合、市町村は以下の点に留意する。

ア 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

イ 地元警察署等との連携

ウ 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

エ 避難所責任者の配置

オ 避難者名簿の作成

カ 要配慮者等に対する配慮

　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

キ 次の事項を県への速やかな報告

(ア) 避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所

(イ) 箇所数、受入れ状況及び受入れ人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

(オ) 避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 県の対応

市町村から災害救助法による避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ警察本部に通知する。

(4) 避難所の運営管理

市町村は、各避難所の適切な管理運営を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

2 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村等は以下の点に留意する。

(1) 避難所の運営方法

ア グループ分け

イ プライバシーの確保状況の把握

ウ 情報提供体制の整備

エ 避難所運営ルールの徹底

　円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ 避難所のパトロール等

カ 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

キ 福祉避難所の開設等

　福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

ク 年齢性別によるニーズの相違への配慮

- ヶ 食料の確保、食事給与の状況把握
- コ トイレの設置状況の把握
- サ 簡易ベッド等の活用状況の把握
- シ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
 - (ア) 避難所運営における女性の参画の推進
 - (イ) 女性専用の物干し場の設置
 - (ウ) 女性専用の更衣室、授乳室の設置
 - (エ) 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
 - (オ) 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保
 - (カ) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営
- ス 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
 - 利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
- セ 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(2) 保健・福祉・衛生対策

県及び市町村は以下の点に留意する。

- ア 救護所の設置
- イ 巡回健康相談、栄養相談の実施
 - 医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる
- ウ 福祉的支援ニーズへの対応
 - 島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる
- エ 仮設トイレやマンホールトイレの確保
 - 要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。
- オ 入浴、洗濯対策
 - 利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。
- カ 食品衛生対策
 - 食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
- キ し尿及びごみ処理状況等避難所の衛生対策の実施
- ク 家庭動物のためのスペースの確保
- ケ 感染症対策の実施

3 避難状況に応じた避難先の移動

県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4 避難所の早期閉鎖

◆実施機関 県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

県及び市町村は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、安全の確保された自宅への帰還、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

5 避難所に滞在することができない被災者への対策

県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第7 広域一時滞在

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- (3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。
国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- (4) 市町村は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。
- (6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第4節 救急・救助、医療及び警備活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

津波災害時における、家屋の流失等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要が生じる。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

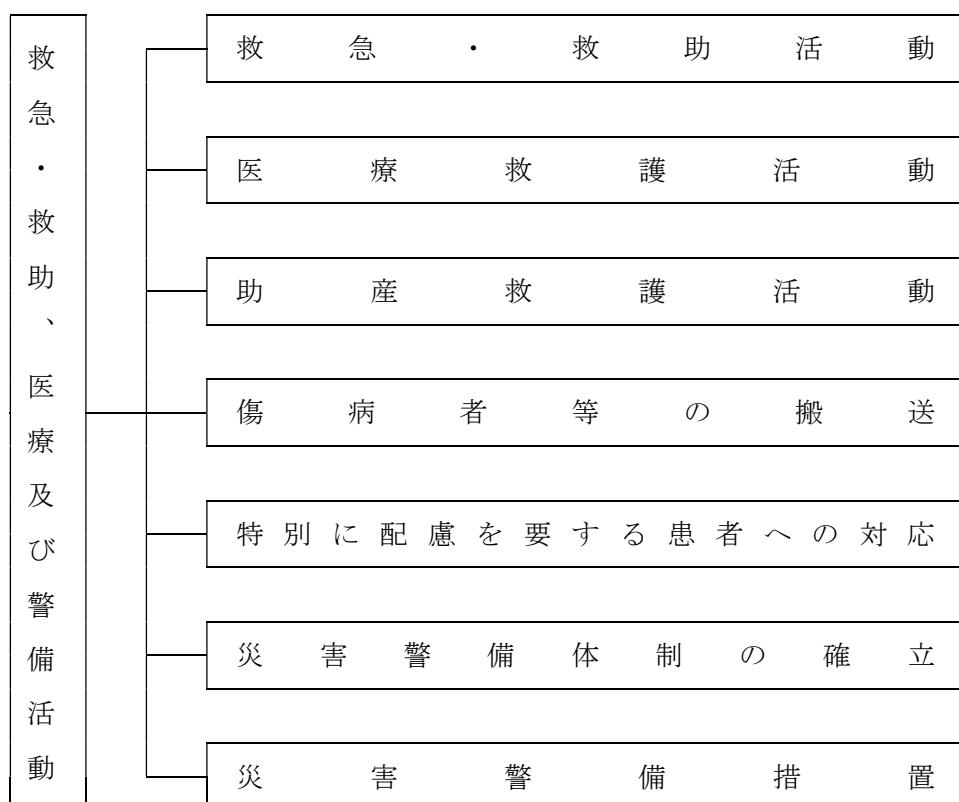
広域的に医療救護を必要とする多数の傷病者がすることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。

県、市町村、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るために、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

2 対策の体系



第2 救急・救助活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

1 市町村、関係機関等による救急・救助活動

(1) 活動内容

関係機関名	活動内容
市町村（消防機関を含む）	<p>救急救助活動</p> <p>(1) 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	<p>救急搬送</p> <p>(1) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。</p> <p>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	<p>傷病者多数発生時の活動</p> <p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
警察	<p>察</p> <p>(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。</p> <p>(2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。</p> <p>(3) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>
海上保安庁	<p>(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。</p> <p>(2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。</p>
自衛隊	<p>(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。</p> <p>(2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>
消防庁	<p>(1) 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる</p>
国土交通省、西日本高速道路株式会社、県及び市町村	<p>(1) 高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</p>

(2) 部隊間の活動調整

県及び市町村の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急・消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急・消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定

に資する情報、燃料補給の確保状況等) の共有及び調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

2 住民及び自主防災組織による救急・救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 救急・救助活動時の安全確保

救急・救助及び避難誘導に当たり、防災対応や避難誘導に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえ、応急対策を実施する。

第3 医療救護活動

- ◆実施機関 県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、保健所）、市町村、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会

災害時における医療救護は、市町村が第一次的に実施する。市町村長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により郡医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市町村では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

また、市町村長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

1 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課）は、必要に応じ、県災害対策本部に県D M A T調整本部及びD P A T調整本部を設置し統括D M A T及び本部長を配置するとともに、適時に県医療救護班調整本部を設置する。

また、災害発生の地区を管轄する保健所長は、可能な限り早期に地域災害医療対策会議を設置し、被災地における医療ニーズを把握し圏域内の医療救護活動を調整するとともに、必要な医療支援を県に要請する。

2 情報収集・伝達

災害時において県、市町村及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

3 DMA Tの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びDMA Tの派遣に関する協定書に基づき、DMA T指定医療機関の長に対し、DMA Tの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DMA Tの派遣を要請する。

派遣されたDMA Tは、日本DMA T活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

4 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMA Tの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

5 医療救護所における活動

市町村は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の市町村による対応が困難な場合は、地域災害医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

6 医療救護班の派遣・活動

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、市町村から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

7 DPATの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県DPAT実施要領及びDPAT先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、DPAT先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はDPAT事務局を通じて他の都道府県に対し、DPATの派遣要請をする。

派遣されたDPATは、DPAT活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

8 医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

第4 助産救護活動

◆実施機関 1 市町村

市町村は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により都市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市町村では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

◆実施機関 2 県（健康福祉部医療政策課、保健所）

1 助産救護班の編成・派遣

知事は、市町村長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力を要請する。

2 助産救護班の業務内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) ガーゼ、その他衛生材料の支給
- (4) 新生児のケア

3 連絡調整

助産救護班に関する連絡調整は県が行う。

第5 傷病者等の搬送

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、保健所）、市町村、医療機関

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関においてEMISを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

第6 特別に配慮を要する患者への対応

◆実施機関 県（健康福祉部医療政策課、健康推進課、保健所）、市町村、医療機関

1 透析患者等への医療対応

県及び市町村は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

2 在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、市町村、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第7 災害警備体制の確立

◆実施機関 県（警察本部）

1 警備本部の設置

(1) 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で県沿岸に大津波警報が発表された場合又は大震災が発生し、若しくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(2) 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で県沿岸に津波警報が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警察署災害警備本部

津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

第8 災害警備措置

◆実施機関 県（警察本部）

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握し、災害警備活動を的確に推進するため、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行う。

(1) 初期段階

- ア 死傷者、行方不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況
- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ 津波の到達状況
- ク 重要施設の被害状況
- ケ 災害の拡大状況及び見通し
- コ 住民の避難状況
- サ 救出救護の実施状況
- シ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 行方不明者の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し

- 力 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

2 避難誘導

- (1) 被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、関係機関等に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められるときは、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携するものとする。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係市町村長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。
 - ア 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市町村長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。
なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市町村長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。
 - イ 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示（緊急）を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

3 救出救助活動等

- (1) 把握した被害状況に基づき、直ちに本部直轄隊や署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏えながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。とりわけ、高層建築物等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心とした即応部隊を迅速に投入する。
- (2) 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。
- (3) 被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機及び各種装備資機材等を有効に活用するほか、消防、自衛隊等関係機関と連携し、迅速かつ効果的な救出救助活動を行う。

4 緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

(1) 交通規制の実施

- ア 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、命の安全、被害の拡大防止等に十分配意した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- イ 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、被災地域周辺の都道府県警察と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

ウ ア及びイで実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配意するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行なう。

(2) 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおり。

ア 第1段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) アに規定する人員、物資等
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) イに規定する人員、物資等
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去等

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- (イ) 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずる。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、JA F島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を

円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

5 検視及び身元確認

市町村等と協力し、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。この場合において、被災地における検視に当たっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

- (1) 多数死体に対応する検視要員の派遣要請、検視隊の編成及び派遣
- (2) 検案医師の調整及び派遣要請
- (3) 身元不明死体の身元確認
- (4) 広報班による検視状況の発表
- (5) 市町村等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- (6) 各死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- (7) 所持品等の管理の徹底
- (8) 外国人死体は、領事機関への通報及びその国の慣習に配意

6 各種相談活動の実施

(1) 行方不明者相談への対応

ア 行方不明者の届け出や相談の対応、情報管理・データ入力等の処理体制を確立する。
イ 自治体との連絡体制を整備し、行方不明者の届出や相談内容の重複を排除する「名寄せ」や、住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を徹底する。

(2) 相談窓口の設置等

ア 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察本部及び警察署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。
イ 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

(3) 関係機関との連携

ア 各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。
なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実な引き継ぎを行う。
イ 行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市町村との情報共有を図る。

7 社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

(1) 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

ア 巡回連絡及び巡回相談
被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録する。
イ 各種パトロール等の実施
警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。
ウ 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

(2) 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

8 援助要請

災害の規模が大きく、自県の警備力のみでは対処できない場合は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

第5節 緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

津波災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

2 対策の体系



第2 緊急通行車両の確認等

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部交通規制課）

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

ただし、事前届出がなされていない場合は、原則、警察署に申請する。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、事前届出の対象車両（第2編第1章第12節第4の1(1)「事前届出の対象とする車両」）とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外した車両を使用する者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両（本編第1章第12節第4の2(1)「事前届出の対象とする車両」参照。）とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

3 緊急通行車両等の事前届出・確認

緊急通行車両等の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（緊急通行車両等の事前届出・確認については、本編第1章第12節第4「緊急通行車両等の事前届出・確認」参照。）

第3 道路啓開

◆実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

災害発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去（道路啓開）し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

1 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び市町村は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

2 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市町村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。
- (2) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。
- (3) 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・離合ができる待避所を設ける。
- (4) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- (5) 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- (6) 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- (7) 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。
- (8) 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。
- (9) 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第4 港湾及び漁港啓開

◆実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、市町村

1 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

2 港湾及び漁港啓開作業の実施

県及び市町村は、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。

啓開で発生した土砂・流木・等災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

3 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等に努める。

第5 緊急輸送の実施

◆実施機関 県（関係各課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、一畑電車株式会社、一畑バス株式会社、石見交通株式会社、隠岐汽船株式会社、漁業協同組合 JFしまね、その他の漁業協同組合

1 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 避難救援期	(1) 救助・救急、医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第6 緊急輸送手段等の確保

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、農林水産部水産課、教育庁、警察本部交通規制課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、中国地方整備局（境港湾・空港整備事務所）、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、一畑電車株式会社、一畑バス株式会社、石見交通株式会社、隠岐汽船株式会社、漁業協同組合 JFしまね、その他の漁業協同組合

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。</p>	協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200) 石見交通株式会社 (電話 0856-22-1100)
鉄道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 (電話 0859-32-0255) (夜 0859-32-8062) 一畑電車株式会社 (電話 0853-62-3383) 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 (電話 0859-22-5487) (夜 0859-22-5487)
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用</p> <p>海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。</p> <p>また、県は必要に応じて漁船の活用について島根県水難救済会又は関係漁業協同組合に対し要請する。</p> <p>(2) 民間船舶等の活用</p> <p>県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、中国運輸局に応援要請する。</p> <p>(3) 海上保安庁の船舶の活用</p> <p>市町村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県（防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885）に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに第八管区海上保安機関に出動を要請する。</p> <p>(4) 県は、必要に応じて、中国地方整備局（境港湾・空港整備事務所）が保有する船舶の派遣を要請する。</p> <p>(5) 自衛隊所属船舶の活用</p> <p>(1)～(4)以外に更に輸送手段として必要な場合、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p>	県（教育庁・農林水産部） 隠岐汽船株式会社 (電話 08512-2-1122) 中国運輸局 島根運輸支局 (電話 0852-38-8111) 島根県水難救済会 (電話 0852-21-2166) 漁業協同組合 J F しまね (電話 0852-21-0001) 第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100) 中国地方整備局境港湾 ・空港整備事務所 (電話 0859-42-3145) 第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
航空機	<p>災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県（防災部防災危機管理課 電話0852-22-5885）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。</p> <p>県は直ちに第八管区海上保安機関及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。</p>	<p>第八管区海上保安本部 (電話0773-76-4100)</p> <p>第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p>

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。
島根県地域防災計画（資料編）「輸送」参照。

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

第7 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

◆実施機関 県（地域振興部交通対策課、農林水産部漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、港湾空港課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、道路管理者、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）により次のように定められている。

2 輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模津波災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町村、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災県民に供給できるよう、関係各課と市町村、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、市町村は避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 発生時の人口分布と対策

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。

(2) 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

津波災害発生時の季節やライフライン機能の被害の状況等を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(4) 被災者のニーズへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 救援物資の管理体制

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課、農林水産部農産園芸課、商工労働部商工政策課）、拠点施設管理者

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関する各班の要員を本部事務局に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|---|
| ・防災部防災危機管理課 | 広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、燃料等生活必需品、防災資機材の確保、自衛隊派遣要請に基づく輸送調整 |
| ・地域振興部交通対策課 | 民間業者を通じての輸送調整 |
| ・健康福祉部薬事衛生課 | 流通備蓄業者を通じての医薬品、飲料水の確保 |
| ・農林水産部農産園芸課 | 流通備蓄業者を通じての食料の確保 |
| ・商工労働部商工政策課 | 流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保 |

2 救援物資の供給・輸送体制

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課、農林水産部農産園芸課、商工労働部商工政策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、防災関係機関

(1) 救援物資の供給体制

大規模津波災害時は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災県民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

(2) 災害時の物資の供給方法

災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁県民局・県土整備事務所等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

(3) 災害対策本部事務局との連携

本部事務局に派遣された県担当各課の派遣要員は、「1 救援物資の管理体制」による救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、所属部課の班員との情報連絡を継続する。

(4) 物資の輸送体制

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第3 食料の確保及び供給

津波災害時には、建物の流失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市町村が行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行なうことが重要である。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮する。

1 食料の調達

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課）、市町村、農林水産省（政策統括官）

(1) 米穀の調達

- ア 県は、津波災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により市町村の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき農林水産省（政策統括官付農産企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。
- イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に対し、政府所有米穀の引き渡し（売買契約締結）を要請する。
- ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀等として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市町村に対し米穀の供給を行う。

(2) その他の食品等の調達

市町村は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市町村から要請があった場合又は状況により市町村において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出又は自ら調達を実施し、当該市町村に供給する。

なお、県のみでは調達が困難な場合には、当該市町村、近隣市町村の協力を得るとともに、近隣県及び国（農林水産省）に対し、食料の供給を要請する。

(調達品目)

- ア 調理の必要のないもの（緊急用）
乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、漬物、牛乳、育児用調整粉乳（哺乳ビン含む）等
- イ 調理の必要なもの
米、乾燥米飯（アルファ化米）、即席麺、レトルト食品等
- ウ 調味料
食塩、味噌、醤油

2 食料の供給

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課）、市町村

（1）供給対象者

- ア 避難所に受け入れた者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

（2）市町村及び県における食料供給の手段・方法

ア 市町村

- （ア）被災者に対する食料の供給は、市町村があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- （イ）被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - a 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - b 住民への事前周知等による公平な配分
 - c 要配慮者への優先配分
 - d 食料の衛生管理体制の確保
- （ウ）焼き出し等の体制が整うまでの間は、市町村及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席麺、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- （エ）乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とする。
- （オ）焼き出しの体制が整った場合、原則として米飯による焼き出し等を行う（米穀の調達については「1 食料の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して実施する。
- （カ）焼き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- （キ）焼き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- （ク）米飯の焼き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品や味噌、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- （ケ）生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- （コ）市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において焼き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、焼き出し等についての協力を要請する。
- （サ）焼き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

イ 県

- (ア) 市町村の報告に基づき、食料の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、市町村への支援を行う。
- (イ) 原則として発災後3日までは、県、市町村、住民の備蓄食料で対応し、4日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
- (ウ) 被災地以外の隣接市町村長に対し被災市町村の救援に協力するように図る。
- (エ) 市町村長から炊き出しの応援要請があり、県のみの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他のによる食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ 市町村の対応

市町村長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。(参考)

(1人当たりの供給数量)

品 目	基 準	
米穀等	被災者(炊き出し)	1食当たり精米換算 200 g 以内
	応急供給	1人1日当たり精米 400 g 以内
	災害救助従事者	1食当たり精米換算 300 g 以内
乾パン	1食当たり	1包(115 g入り)
食パン	1食当たり	185 g 以内
調整粉乳	乳幼児1日当たり	200 g 以内

3 食料の輸送

◆実施機関 県(防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、農林水産部農産園芸課)、市町村、自衛隊、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会等

(1) 県及び市町村による輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成9年3月策定、平成25年度改訂)で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を経由して市町村が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した食料について、市町村が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等からア、イにより難い場合は、県は、市町村と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市町村に供給する食料について当該市町村長に対し引取りを指示する。
- エ 市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市町村の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段(輸送力提供依頼等)により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や調達した食料等の集積配給基地とする。
- イ 市町村は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ食料の市町村集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。
なお、市町村は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第4 飲料水等の供給

津波災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市町村は、緊急性度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、被災市町村において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。
避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水の実施

◆実施機関 1 市町村、水道企業団

市町村及び水道企業団は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

- 市町村及び水道企業団は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
- ア 被災者や避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 通水状況
 - エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア 給水の対象

津波災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

津波災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

市町村及び水道企業団は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20㍑を目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3㍑）とするなど。）。

（給水の方法）

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

島根県地域防災計画（資料編）「給水車、給水用器材」参照。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(6) 応援要請

激甚災害等のため当該市町村だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

◆実施機関2 県（健康福祉部薬事衛生課、企業局施設課）

- (1) 県（保健所）は、市町村等から飲料水の確保あるいは給水資器材の不足など給水の実施にかかる応援要請を受けた場合、又は被害状況により必要と認めた場合は市町村等間の支援・協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。
- (2) 県（保健所）は、斡旋等を行うに当たって需要量を把握した上で、管内市町村等間の支援調整を行う。
- (3) 県（保健所）において、被害が莫大であり広域的な支援が必要であると判断したときは、本庁（以下「県（薬事衛生課）」）という。）へ連絡する。県（薬事衛生課）は県内市町村等間、協定締結飲料水メーカーでの飲料水の確保あるいは給水資器材の調達の斡旋を行う。
- (4) 県（薬事衛生課）において、市町村等間のみの応援では給水の実施が困難であると判断したときは給水の所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会等）又は、県（防災危機管理課）を通じ近隣県への応援要請などの措置をとる。
- (5) 県（保健所）は、水質にかかる登録検査機関と連携をとりながら、飲用井戸を含む飲料水についての必要な衛生指導を行う。
- (6) 県（企業局）は、市町村等からの要請により、浄水池及び調整池において拠点給水を行う。

2 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市町村が実施する。

- (1) 対象
津波災害のために現に飲料水を得ることができない者
- (2) 支出できる費用
 - ア 水の購入費
 - イ 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
 - ウ 薬品及び資材費
- (3) 期間
災害発生の日から7日以内

第5 生活必需品等の供給

津波災害時には、住居の流失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市町村が行う。ただし、市町村において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品等の確保

津波災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、各市町村、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

◆実施機関 1 市町村

(1) 市町村は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた各市町村の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

(3) 状況により、市町村のみで対応が困難な場合には、隣接市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

◆実施機関 2 県（防災部防災危機管理課、商工労働部商工政策課）、市町村、日本赤十字社島根県支部

(1) 市町村から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市町村に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放出する。

(2) さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる。

◆実施機関 1 市町村

(1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

(2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

(3) 激甚災害等のため当該市町村のみで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

◆実施機関2 県（防災部防災危機管理課）、日本赤十字社島根県支部、自衛隊等

(1) 県

県は、市町村のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等（日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。

(2) 日本赤十字社島根県支部

保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。

(3) 陸上自衛隊

緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

(4) その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力する。

3 生活必需品等の輸送

(1) 県及び市町村による輸送

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、商工労働部商工政策課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、自衛隊、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会等

ア 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市町村が選定する集積地等へ輸送する。

イ 県が調達した物資について、市町村が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。

ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から（1）、（2）により難い場合は、県は、市町村と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市町村へ供給する物資について当該市町村長に対し引取りを指示する。

エ 市町村が調達した物資の市町村集積地までの輸送及び市町村内における物資の移動は市町村が行う。

オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市町村の指定する集積地等に輸送する。

カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により実施する。

(2) **自衛隊等への輸送要請**

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) **輸送方法等**

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。輸送力の確保については、第2編第2章第14節「緊急輸送」参照。

(4) **物資集積地の指定及び管理**

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。
- イ 市町村は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ物資の市町村集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市町村は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 物資の集積を行う場合、市町村は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第7節 要配慮者の安全確保

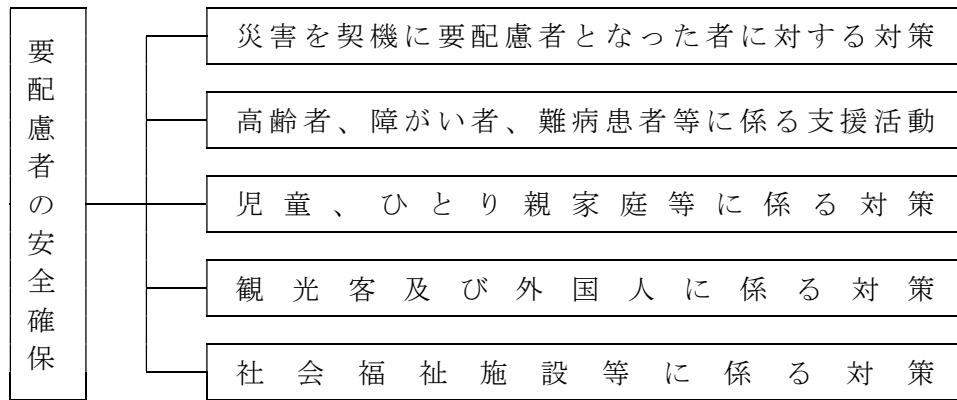
第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

2 対策の体系



3 留意点

要配慮者に対する各種支援対策の実施に当たっては、多くの人手が必要となるため、県及び市町村は地域住民、民生委員や自主防災組織、ボランティア等との協力体制を確保する必要がある。

第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

◆実施機関 県（健康福祉部健康福祉総務課）、市町村

1 市町村が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 市町村において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難所等へ移送する。
 - イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2~3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 県が行う協力要請等

県は、市町村が実施する措置に関し、他の県内市町村や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。（要請方法は、第2編第2章第4節「広域応援体制」参照。）

第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

◆実施機関 県（健康福祉部高齢者福祉課、障がい福祉課）、市町村

1 市町村が実施する支援活動

市町村は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

- (1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- (8) 要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

2 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童、ひとり親家庭等に係る対策

◆実施機関 県（健康福祉部青少年家庭課、子ども・子育て支援課）、市町村

1 要保護児童の援護

(1) 市町村の要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市町村に対し通報がなされるような体制を確立する。
- イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続きを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市町村や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 市町村が実施する対策

市町村は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、市町村から情報収集するとともに、母子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子家庭と寡婦に対しては、母子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童を養育する者に対しては、児童扶養手当の支給、また、中学生までの児童を養育する者に対しては、児童手当の支給等の手続きを迅速に行う。

また、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

第5 観光客及び外国人に係る対策

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、商工労働部観光振興課）、市町村

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市町村（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

県及び市町村は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのホームページ、メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第6 社会福祉施設等に係る対策

◆実施機関 県（健康福祉部健康福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課）、市町村、各社会福祉施設等

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 県、市町村は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

(3) 保育所等については、児童の安全を確保した後は保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2 県、市町村への応援要請等

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県（健康福祉部）、市町村に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

(2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

3 県、市町村の支援活動

(1) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。

(2) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、県、市町村が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。

(3) ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

(4) 県は、市町村及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

第8節 文教対策

第1 基本的な考え方

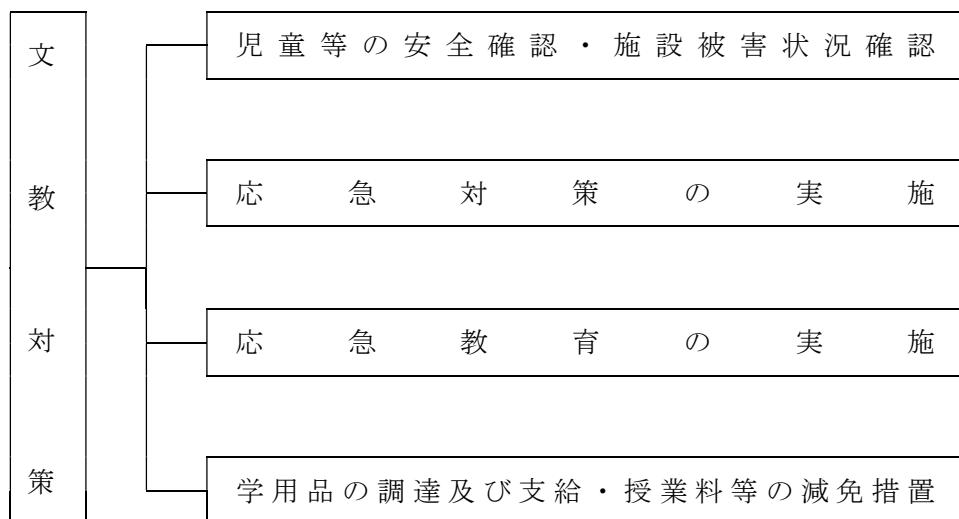
1 趣旨

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 学校等における防災体制の確立

津波災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

(2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

◆実施機関 県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、子ども・子育て支援課、教育庁）、市町村教育委員会

1 最優先課題

津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 地震発生時の対応

地震発生時においては、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。特に津波が発生するおそれがある場合には、直ちに高台へ避難させ、安全を確保する。

休憩時間や放課後等にあっては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

3 児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。津波が発生するおそれがある場合は、そのおそれがなくなった後に引き渡すなどの対応を要する。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

第3 応急対策の実施

1 災害時の対応

◆実施機関1 県（教育庁）、市町村教育委員会

県及び市町村は、早急に所管する学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講ずる。原子力発電所に隣接する地域においては、原子力発電所の状況について的確な情報提供に努める。

県は施設の危険性の判定を速やかに行うため、建築技師などの派遣が行えるよう準備を行う。

◆実施機関2 学校等

(1) 校長は児童等・施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。

(2) 被害の状況により施設内の危険箇所については立入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。

(3) 校長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。

(4) 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。

(5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第4 応急教育の実施

◆実施機関1 県（教育庁）、市町村教育委員会

県及び市町村は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況に応じて、心のケアへの支援を行う。

当該教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

◆実施機関2 学校等

- (1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携をとりながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けた取り組みを行う。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。
- (2) 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。
（3）学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。
- (4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- (5) 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- (6) 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (7) 学校教育活動の早期再開に向けて、P T Aや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- (8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

◆実施機関3 県（総務部総務課）

県は、私立学校にあっては公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導する。

第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

津波により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学校部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定期制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市町村長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

津波災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、教育庁）、市町村、市町村教育委員会

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て市町村長が行う。

学用品の調査報告は市町村長から知事へ行う。

学用品の給与は市町村長が行うが、市町村長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市町村が被害の実状に応じ現物をもって行う。

3 授業料等の減免措置

◆実施機関 県（総務部総務課、教育庁）、市町村教育委員会

(1) 市町村

公立小・中学校においては、被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

(3) 私立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者に対して、学校法人が減免した場合においては、当該学校法人理事長の申請に基づき補助を行う。

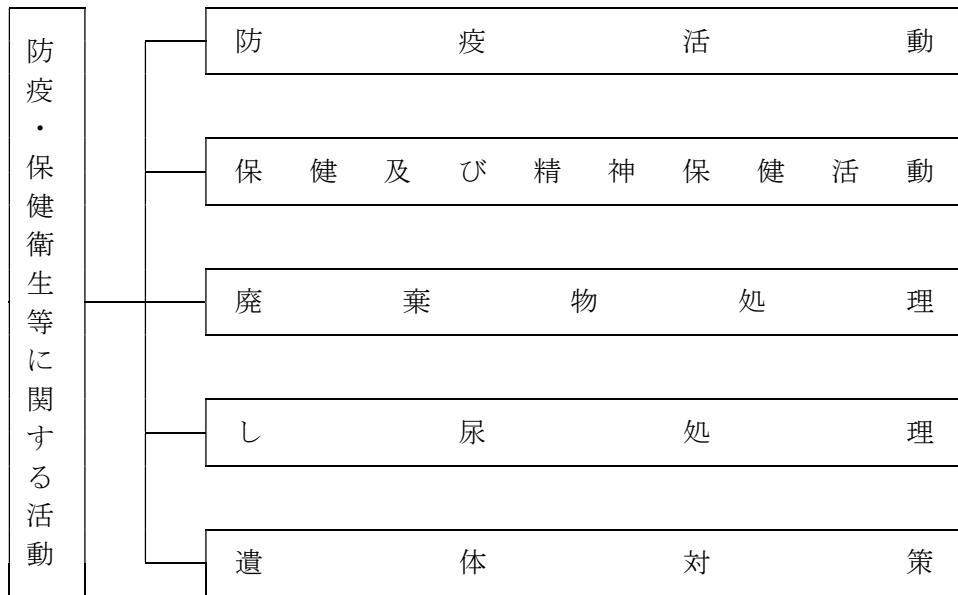
第9節 防疫・保健衛生等に関する活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

津波災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

2 対策の体系



第2 防疫活動

◆実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうことから、防疫活動に万全を期すよう、十分留意する。

第3 保健及び精神保健活動

1 保健活動

◆実施機関 県（総務部人事課、健康福祉部医療政策課、健康推進課、教育庁福利課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県、市町村は、次のように被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師は、島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。

2 精神保健活動

◆実施機関 県（総務部人事課、健康福祉部健康推進課、医療政策課、障がい福祉課、教育庁福利課）、市町村、日本赤十字社島根県支部

(1) D P A T の編成

発生した津波災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、D P A T を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

- ア 被災者の支援
- イ 市町村、社会福祉施設等との連絡調整
- ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 応援体制

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の編成及び協力を求めるとともに、その活動に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第4 廃棄物処理

◆実施機関 市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- (2) 災害により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、各市町村は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し、処理計画を勘案する。（積載量については、例えば「4 t 車輌には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車輌にはコンクリート殻類 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする。」）

2 応援体制の確保

被災市町村等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

県は、被災市町村等からの要請、あるいは要請がない場合であっても客観的判断のもとに近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等を行う。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

被災市町村等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

ア 災害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状

態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

- イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。
- ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
- エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。
 - (ア) 環境衛生に支障が生じないこと。
 - (イ) 搬入に便利なこと。
 - (ウ) 分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市町村等の指定する場所に搬入する。しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市町村等が処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

- ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。
- イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市町村等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。
- ウ 津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

第5 し尿処理

◆実施機関 市町村、し尿処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 し尿処理量の推定

- (1) 処理量を推定するに当たり、各市町村等は、事前に市町村内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である。（処理量＝被災家屋数×総容量×定率）
- (2) 避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

2 応援体制の確保

被災市町村等は、被災地における環境保全の必要性を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

県は、被災市町村等からの要請、あるいは要請がない場合であっても客観的判断のもとに近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等を行う。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

倒壊家屋、浸水家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、被災市町村等は、第一にし尿処理体制を確立する。

また、被災により使用不能となった便槽に貯留されているし尿についても同様に収集を行う。

(2) 避難所等

市町村等は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合は、防疫及び保健衛生対策上から優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

市町村等は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、災害により水洗トイレが使用不能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第6 遺体対策

1 遺体の搜索

◆実施機関 市町村

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市町村長が、警察本部、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

2 遺体の輸送、遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

◆実施機関 1 市町村

(1) 警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、市町村長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

(2) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(3) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

◆実施機関 2 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村から、納棺用品及び葬祭用品等の確保について、協力要請があったときは、関係機関（島根県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）への要請など必要な措置を講じる。

3 遺体の検視等

◆実施機関 県（警察本部捜査第一課）

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

4 遺体の埋・火葬

◆実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市町村長が実施する。県は、市町村の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

- ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- イ 燃骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

- ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動

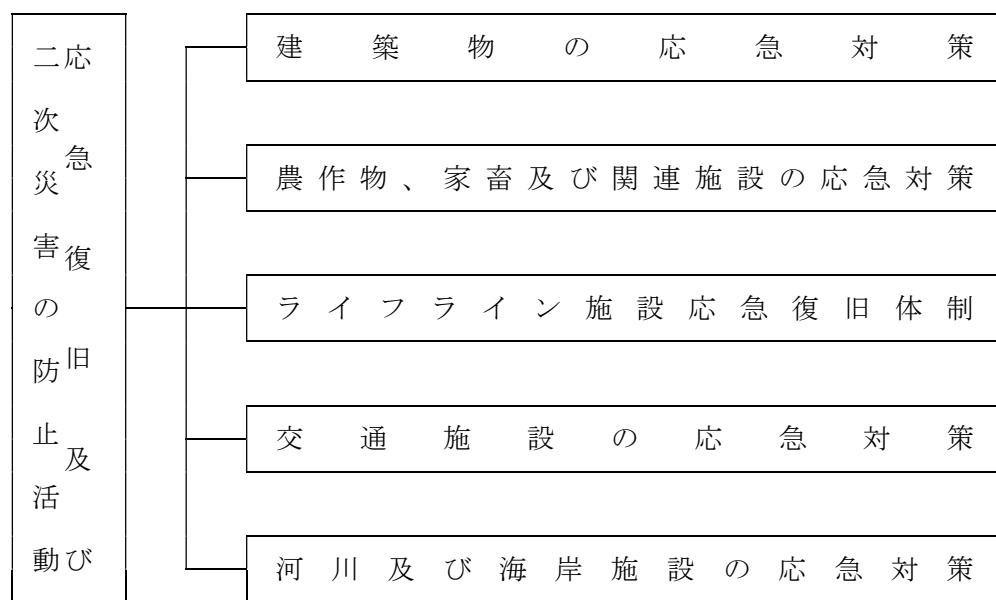
第1 基本的な考え方

1 趣旨

応急対策活動上重要な社会公共施設を始め、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道、空港等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、津波災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と県、市町村及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

2 対策の体系



第2 建築物の応急対策

◆実施機関 県（総務部管財課、営繕課、土木部建築住宅課、教育庁教育施設課、警察本部会計課、県土整備事務所）、市町村、建築関係団体等

1 応急対策実施体制の整備

(1) 県

警戒本部が設置され、建築物に関する応急対策実施体制確立の要請があったときは、県が実施する建築物に関する応急対策業務を一元的に実施するために建築技術職員による応急対策実施体制（建築班）を確立する。

被害規模に応じて、建築関係団体に支援を要請し体制をとる。

(2) 市町村

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、所轄県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

(3) 建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を確立し、県及び市町村が実施する応急対策活動に協力する。

(4) 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し関係機関の周知を図る。

特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

2 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

(1) 県

津波災害後速やかに、あらかじめ指定した県有の防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下によって人的被害が発生するおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。

ただし、損傷の程度が大きく補修が不可能な場合又は応急補修では余震による二次災害、地盤沈下による浸水等を防止できない場合は、施設管理者にその旨を報告し対策を協議する。

(2) 市町村

市町村が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市町村に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

3 応急危険度判定の実施

津波により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るために応急危険度判定を実施する。

(1) 県

平時から応急危険度判定士の養成・登録及び判定資機材の調達・備蓄を行うとともに、津波により建築物の被害が発生し市町村から被災建物応急危険度判定の実施に係る支援要請を受けた場合は、速やかに支援本部を設置し、応急危険度判定士及び本部要員等の派遣並びに判定資機材の提供等の支援を行う。なお、津波被害が大規模であること等により必要がある場合は、国土交通省又は他の都道府県に対し支援を要請する。

応急危険度判定士の派遣に当たっては、（一社）島根県建築士会に、応急危険度判定士等の募集について協力を要請する。

(2) 市町村

津波災害後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施に当たっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるが、市町村で対応できないものは県に必要な支援を要請する。

(3) 建築関係団体

(一社)島根県建築士会は、応急危険度判定士等への連絡体制を整備し、県から応急危険度判定士の召集に関する要請を受けた場合は、会員等に判定活動への参加を要請する。

また、建築関係団体は、応急危険度判定の準備及び実施に当たって、県又は市町村から要請を受けた場合は必要な協力に努める。

4 市町村の応急対策業務への応援

市町村は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市町村から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援をする。

5 宅地危険度判定の実施

◆実施機関 県（土木部都市計画課）、市町村

津波により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

(1) 県

津波により宅地に被害が発生し、市町村から宅地危険度判定の支援要請を受けた場合は、災害対策本部に支援本部を設置し、危険度判定士に出動を要請する。

市町村からの要請内容を整理し、班編制、責任者、業務の分担など必要な事項を定めた支援実施計画を作成し、関係団体に周知を図る。

(2) 市町村

津波災害発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

第3 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

◆実施機関 県（農林水産部農業経営課、農産園芸課）、防災関係機関

津波により農作物、家畜及び関連施設が被害を受けた場合は、支庁農林局、農林振興センターからの被害報告に基づき、農作物の応急対策、家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

1 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

市町村、関係農業協同組合及び家畜診療所の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。

死亡家畜の措置については家畜の飼育者に市町村長への届け出を行わせ、市町村の指示に従つて死体の埋却又は焼却処分等を指導する。

(2) 防疫資材の確保

被災地域における円滑な防疫活動を実施するため、動物用医薬品等販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。

2 飼料等確保対策

被災地域における飼料を確保するため、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。また、生乳指定生産者団体と連携し集乳路線の確保を行う。

3 技術的援助

県は、市町村、島根県農業協同組合等の協力を得て、「作物気象災害対策指針」等に基づき、応急対策、事後対策等について技術指導を行う。

第4 ライフライン施設応急復旧体制

1 災害情報の収集・伝達

◆実施機関 関係各課・機関

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

2 災害応急活動体制の確立

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市町村、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

◆実施機関 1 県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による県営発電施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア 応急復旧体制

県管理の電気施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 必要職員の召集

職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ 災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ 被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ 被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、中国電力等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

県営発電施設が被災した場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

◆実施機関2 中国電力

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

(ア) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用及び予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

(2) 拡大防止対策

ア 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを利用するほか、状況に応じ、広報車等により行う。

ウ 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援のための体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合は、被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

4 ガス施設応急措置

◆実施機関 1 都市ガス事業者

(1) 都市ガス応急復旧

大規模災害の発生時には、ガス導管をはじめとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

なお、災害発生時には交通網が寸断される場合もあるので代替ルートの確保をしておく必要がある。

ア 初動対応

災害発生時には、あらかじめ定めた基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の活動により対応する。

(ア) 初動活動体制

地震発生時は、規模に応じ、出動基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制で即応する。

a 出動

(a) テレビ・ラジオにより地震情報を得、又はガス事業者からの連絡により出動する。

(b) 出動に当たっては、沿線の被害状況、交通状況、二次災害の可能性について連絡する。

b 情報収集

地震計による災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

(イ) 緊急巡回調査

a 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。

b 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握及び応急措置に努める。

(ウ) ガスの供給停止

災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。

災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ 災害時広報

- (ア) 災害が発生し、ガスの供給停止を行うときは広報車により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の徹底に努める。
- (イ) 供給を継続する場合でもガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡に対する広報を行う。
- (ウ) 復旧作業ではブロック単位での作業となるためそれに合わせた広報の周知徹底に努め、二次災害の防止を図る。
- (エ) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

ウ 復旧

(ア) 復旧優先順位

復旧優先順位については、以下の順序で対応する。

- a 病院、療養施設等
- b 被災住民の避難所等
- c 公共施設等

(イ) 復旧対策

復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

(2) 拡大防止対策

ア 広報

- (ア) 二次災害防止安全対策の広報
- (イ) 復旧予定の広報

イ 巡回監視

- (ア) 二次災害発生防止のための各所巡回パトロール
- (イ) 状況判断のうえ、供給停止措置
- (ウ) 応援要請

日本ガス協会災害復旧体制に基づき、速やかに応援要請を行う。

◆実施機関2 県（防災部消防総務課）、県LPGガス協会、LPG販売業者

(1) LPGガス施設応急復旧

県及び県LPGガス協会は、LPGガス販売業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

- (ア) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収
- (イ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収
- (ウ) 避難所等の臨時の使用箇所で使用されるLPGガスの安全使用

ウ LPGガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPGガス販売業者は、LPGガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、避難所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

- (ア) LPGガス販売業者は、被災地の県LPGガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。
- (イ) 県LPGガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPGガス協会は、避難所等での応急的なLPGガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

5 上水道施設応急措置

◆実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は、被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

◆実施機関2 県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による水道施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア 応急復旧体制

県管理の上水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 必要職員の召集

職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ 災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ 被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡回点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ 被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、受水団体等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

水道施設が被災した場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき優先度の高い（取水地点から浄水場を経て送水末端）箇所から効率的に早期の復旧に努め、送水停止期間の長期化を防ぐ。

◆実施機関2 水道事業者

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データーを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

6 下水道施設応急対策

◆実施機関1 県（土木部下水道推進課）

(1) 応急復旧

ア 応急復旧体制

県管理の下水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 災害復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

ウ 施設毎の応急措置・復旧方法

(ア) 管路施設

a 管路の損傷等による路面の障害

交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

b マンホール等からのいっ水

- ・仮設水路及び可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。
- ・流下機能確保のための仮設配管及び仮設ポンプなどを設置し周辺へのいっ水を防止する。
- ・土のうで囲む等の措置を講じた上、汚水を吸引車等により処理場へ運搬する。

c 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

(イ) ポンプ場及び処理場施設

a ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

b 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

c 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

d 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備は、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

e 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏洩

地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は次の応急措置を講じる。

- ・火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

- ・漏洩箇所の修復

- ・漏洩箇所付近の弁等の閉鎖

f 消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。

g 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講ずる。

h 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

i 津波の発生

津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。

- ・止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置

- ・ポンプ場、処理場等における土のう等による漏水防止措置

エ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

オ 市町村応急復旧の支援

市町村の実施する復旧作業の応援及び資材調達のための連絡等の支援措置を講じる。

(2) 拡大防止対策

ア 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものは、並行して応急対策を実施する。

(ア) 二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施する。

(イ) 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

(ウ) 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ 他の自治体への応援要請

応急復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

◆実施機関2 市町村

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

7 電気通信設備応急措置

◆実施機関 西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

N T T グループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

(ア) 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

(a) 災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第1順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防署・出張所・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・日本郵便株式会社中国支社・避難所
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部
	海上保安機関	第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	J R 西日本(株)・空港・県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株) N T T ドコモ中国支社・N T T コミュニケーションズ(株)・K D D I (株)等
第2順位	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)
	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市町村水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市町村選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 N H K 等放送機関
第3順位	第1順位以外の国又は地方公共団体	市町村の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・市場（中央・東部）・ゴミ焼却場
	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

(ウ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(ア) 災害対策用機器の活用

(イ) 災害用伝言サービスの運用

(ウ) 広報活動（拡大防止対策）

(エ) 広報車による広報活動を行う。

a 被災地域と被災状況

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(オ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

◆実施機関 (株)NTTドコモ中国支社 島根支店

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

(ア) 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

a 被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。

b 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 電気通信設備の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。

(ウ) 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 通信の優先利用

災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。

(オ) 災害により、保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ 災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

(ア) 通信途絶利用制限の内容と理由

(イ) 通信の被害復旧に対してとられている措置

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

(オ) その他の事項

- ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。
 - (ア) 災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。
 - (イ) 移動基地局車及び移動電源車等の発動
 - (ウ) 被災状況の把握
被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。
- (エ) 通信の輻輳対策
電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設置及び対地別の規制等の措置をとる。
- (オ) 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

◆実施機関 KDDI 株式会社

(1) 防災組織

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。
災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

- 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

- 被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

◆実施機関 ソフトバンク株式会社

(1) 防災組織

- 災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

- 大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

(ア) 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

- 基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

(イ) 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

- 大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

エ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

8 災害広報等の実施

(1) 基本的事項

災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、現有の広報手段を駆使するとともに、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と連携し、災害広報を実施する。

(2) 災害広報の実施

◆実施機関 県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、ライフライン施設管理者、報道機関

ア 情報発信活動

(ア) 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	県（企業局）	0852-22-5673
	中国電力㈱島根支社	0852-27-1113
ガス	(都市ガス) 松江市ガス局	0852-21-0011
	出雲ガス	0853-21-0267
	浜田ガス	0855-26-1010
ス	(L P ガス) 県 L P ガス協会	0852-21-9716
	各 L P ガス販売事業者	各 L P ガス販売事業者
水 道	県（企業局）	0852-22-5673
	県（薬事衛生課）	0852-22-5263
	水道事業者	各水道事業者

下水道	県（下水道推進課）	0852-22-6580
	市町村	各市町村役場
電話（NTT）	N T T 西日本島根支店 企画総務部総務担当	0852-22-8205
	（株）N T T ドコモ中国支社 島根支店販売企画担当	0852-25-6186

第5 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策

◆実施機関 1 西日本旅客鉄道株式会社米子支社

(1) 災害復旧実施の基本方針

社会経済活動の早急な回復を図るため、迅速な復旧作業を行うとともに早期の運転再開に努める。また、災害復旧に際しては再び同様な被害を受けることのないような耐震性の向上を図る。

(2) 災害応急計画及び実施

災害の復旧に当たっては地震災害対策本部を設置し、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

また、本復旧工事の実施に当たっては、被害内容の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮してその適正を期する。

(3) 地震発生時の運転規制（地震警報機の感知、気象台等の発表時等）

震度5弱以上

運転規制区間の列車の運転を中止し、点検後安全を確認し最初の列車に限り、運転速度45km/h以下の速度制限を行い、その後の列車からは速度制限は解除する。

震度4

運転規制区間内の列車を一旦停止させた後、最初に運転する列車の運転速度は15km/h以下の速度制限を行い、その後の列車については運転速度45km/h以下の運転規制を行い、施設等の点検後、安全を確認し運転規制を解除する。

(4) 情報の収集及び連絡

災害に関する情報を迅速かつ適確に収集するため、自治体、警察、消防本部等の関係機関と緊密な連携をとる。

(5) 旅客に対する案内、避難誘導

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、旅客等に周知する。また、避難誘導体制を確立する。

(6) 建設資材、技術者等の現状把握及び調達体制の確立

ア 応急作業に必要な応急用建設資材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査・把握し、災害時に調達できる体制を確立する。

イ 災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握し、関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時の応急作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品を確保するとともに、必要なときに関係協力事業者から緊急調達できる供給体制を確立する。

(7) 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の手段を確保するため、必要に応じて非常用電話、通信回線の運用措置をとるとともに、非常無線通信規約により官公庁との相互活用を図る。

◆実施機関2 一畑電車株式会社

(1) 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

(3) 運転規制

発令は松江地方気象台の発表又は体感により運転指令がその区間に進入する乗務員に通報し、「徐行」「停止」の手配をとるとともに、関係箇所に連絡する。解除は区長等の行う線路点検結果に基づき、隨時運転指令が解除を行う。地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおり。

ア 震度5弱以上の場合は、直ちに運転を中止する。

イ 震度4の場合は、最初の列車は速度15km/h以下で注意運転を、その後の列車は30km/h以下で運転する。

ウ 震度3の場合は、最初の列車は速度25km/h以下で注意運転を、その後の列車は40km/h以下で運転する。

2 道路施設の応急対策

◆実施機関1 西日本高速道路株式会社

(1) 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施する。また、避難措置等の情報を巡回車やラジオ等により、道路利用者に提供する。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

(3) 災害時の体制

営業中の高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、原則として中国支社及び当該高速道路事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、相互に情報交換を行ない、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、連携体制により速やかに応急復旧を行う。

◆実施機関2 中国地方整備局、県（土木部道路維持課、道路建設課）

避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。

国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を派遣し、被災状況、被災地公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関する活動に対する支援を実施するとともに、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施する。

◆実施機関3 市町村

道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行う。

3 港湾及び漁港施設の応急対策

◆実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、市町村

(1) 港湾施設応急対策

港湾施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(2) 漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 空港施設の応急対策

◆実施機関 県（土木部港湾空港課）

空港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第6 河川及び海岸施設の応急対策

◆実施機関 県（農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村

1 点検、警戒活動

河川の管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

2 水門、樋門及び閘門の操作

水門、樋門及び閘門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

3 水防計画に準拠した活動

津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「島根県水防計画」及び各市町村「水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。この際、防災対応にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応について定めた行動ルールを踏まえつつ、対策を実施する。

4 河川及び海岸保全施設応急対策

津波により河川、海岸が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、ブラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行い、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

5 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という）に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

第11節 住宅確保及び応急対策

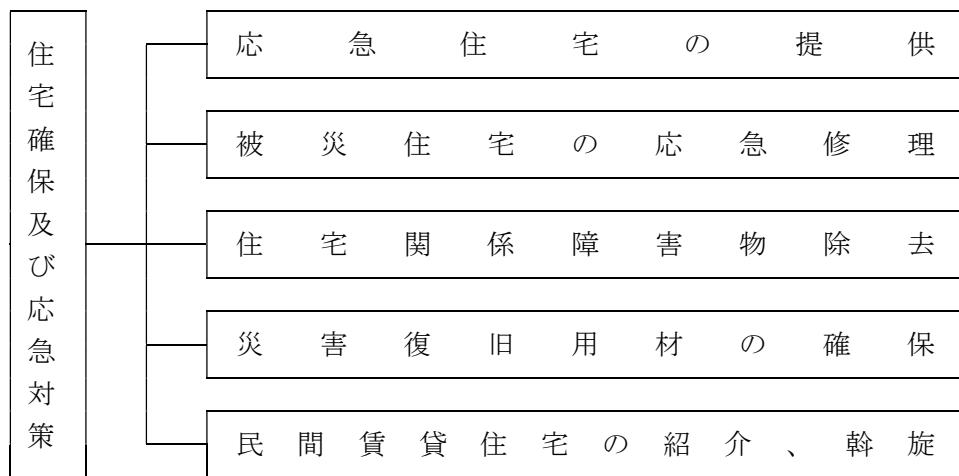
第1 基本的な考え方

1 趣旨

住宅が津波による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

2 対策の体系



3 留意点

被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図る。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

4 市町村の応急対策業務への応援

市町村は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市町村から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援をする。

第2 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- ・住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
- ・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ・自らの資力では住宅を確保することができない世帯。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、市町村が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

市町村は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。県は、県内市町村の必要戸数をとりまとめる。

(3) 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、県及び市町村は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 応急仮設住宅建設の方針

ア 実施主体

- ・応急仮設住宅の建設は、市町村が行う。
- ・災害救助法が適用された場合は、市町村の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市町村が選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- ・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- ・規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- ・要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）

(1) 提供可能戸数の把握

県営住宅、公社賃貸住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「県提供可能住宅」という）の戸数と型式を把握する。

県内市町村の公的住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「市町村提供可能住宅」という）の戸数と型式を集計し、把握する。

(2) 提供住宅の斡旋

市町村の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村提供可能住宅の斡旋を行う。

(3) 他県への援助要請

他県の公的住宅の提供を受ける必要がある場合は、他県に援助を要請する。

3 公的住宅の提供にかかる市町村の対応

◆実施機関 2 市町村

(1) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(2) 提供可能住宅戸数の把握

提供が可能な住宅戸数を把握する。

(3) 県への援助要請

当該市町村の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(4) 入居者の決定

市町村が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

4 応急仮設住宅の建設

◆実施機関 1 県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。

(1) 建設用地の提供

市町村の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、当該市町村において県公有地の確保が困難な場合は両者で協議する。

(2) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

(3) 仮設住宅の維持管理

仮設住宅の維持管理は、知事が市町村長に委託する。

(4) 仮設住宅の存置期間

2年間とする。

(5) 建設資材の調達

大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

5 応急仮設住宅の建設にかかる市町村の対応

◆実施機関 2 市町村

(1) 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結し、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(2) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(3) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

6 応急仮設住宅の運営管理

◆実施機関 1 市町村

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第3 被災住宅の応急修理

1 方針

地震災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

2 実施内容

◆実施機関 市町村

(1) 対象者

- ・住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのままで当面の日常生活を営むことのできない世帯
- ・資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯

(2) 修理家屋の選定

市町村長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第4 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

1 住宅関係障害物除去作業支援

◆実施機関 県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課）

県は、災害救助法を適用した場合、市町村が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市町村の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。

また、建設業界等との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

県は、住宅応急復旧と住宅関係障害物除去作業の連携を確保し、迅速な復旧を図るための連絡調整を行う。

2 住宅関係障害物除去作業

◆実施機関 市町村

災害救助法に則って行う。

第5 災害復旧用材の確保

◆実施機関 1 県（総務部営繕課）

市町村の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

◆実施機関 2 県（農林水産部林業課）

住宅等の応急修理の早期復旧及び木材価格の安定のため、近畿中国森林管理局に対して、全国主要森林管理署へ国有林材（素材）の供給を要請する。

第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

◆実施機関 県（土木部建築住宅課）、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会

1 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を被災市町村に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。

被災市町村は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

2 民間賃貸住宅借り上げのための支援

災害時に民間賃貸住宅借り上げを希望する市町村に対して、関係団体と連絡調整を行い、情報提供の支援を行う。